新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成29年11月

mirai works

株式会社みらいワークス

1　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式229,755千円（見込額）の募集及び株式69,960千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式40,704千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成29年11月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社みらいワークス

東京都渋谷区恵比寿四丁目27番7号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概要

■ 経営理念

日本のみらいの為に挑戦する人を増やす

■ ビジョン

プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する

当社は、フリーランスで活躍するプロフェッショナル人材向けにサービス提供を行っております。人材不足やさまざまな課題を抱える企業に対し、プロフェッショナル人材による課題解決を提案することで、企業向けには多様な人材を確保する手段の提供を、フリーランスの方向けにはスキルやキャリア形成に沿った案件をとおして独立プロフェッショナルとして活躍できる環境を提供しております。

昨今、働き方改革が世の中で注目を集めておりますが、その変革方法はさまざまであり、一つの方法で成し遂げられることではありません。当社は、“個人で働く”という古くもあり新しくもある働き方を実現するプラットフォームを創造し、プロフェッショナル人材が活躍する場を増やすことで、日本経済の発展に寄与してまいります。

■ 行動指針

みらイズム（行動指針）

主体性
私たちは
周りで起きることを
自分事として
自ら行動して
責任を果たします。

挑戦
私たちは
みらいのために挑戦し
挑戦を通じて
自ら成長します。

チームワーク
私たちは
お互いの強みと個性を
活かしチームの
成果に貢献します。

変化
私たちは
自ら変化を起こし
そして変化を
歓迎します。

持続的な関係
私たちは
すべての人と誠実に
向き合い WIN-WIN
で持続的な関係を
築きます。

©MiraiWorks Inc. All rights reserved

mirai works

2. 事業の内容

プロフェッショナル人材サービス事業

■ 市場環境

当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業の対象市場は、主にビジネスコンサルティングとITコンサルティングの両領域におけるコンサルティングサービス市場および人材サービス市場となります。これらの領域は、顧客企業である事業会社のグローバル化及びIT戦略の中核となっていることから、活発な需要を背景とした成長市場であり、現在では常にハイスペック層の人材が不足している状態であります。

総務省の国勢調査及び人口推計の発表によると、国内における労働力人口は不足傾向にあります。一方で、起業・独立のための環境が近年において急速に整備されつつあり、コンサルティング会社に所属していたコンサルタントが独立し、フリーランスとして活動する優秀なプロフェッショナル人材が増加しています。

現在日本では、仕事をする時間や場所の自由度、仕事の選択の自由度を求める人材、すなわち「企業に雇用されない働き方」を選ぶフリーランスが増えていますが、一方で収入の不安定さといったリスクもあることから、個人事業主としての活動することの不安を取り除く必要があります。当社は独立プロフェッショナルという「新しい働き方」を実現するプラットフォームとなり、プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造していきます。

“プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステム”のイメージ

みらいワークスは独立プロフェッショナルやパラレルワーカーなどの「新しい働き方」を実現するプラットフォームとなり、“プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステム”を創造します。

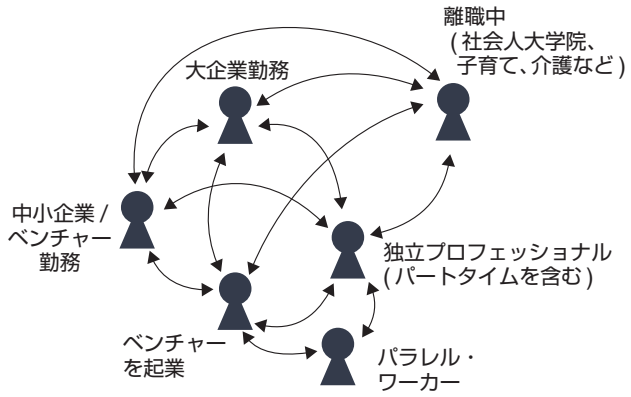

- ✓ プロフェッショナル人材は、雇用という働き方だけに縛られず、その時々の状況に応じた働き方を選択しながら、挑戦を繰り返す
- ✓ “転職”と同じ感覚で“独立”や“起業”を選ぶ人が増え、働き方の選択肢が広がる
- ✓ みらいワークスは、この多様な挑戦の選択肢を支えるプラットフォームとなる

エコシステムを支えるプラットフォーム mirai works

挑戦の機会を提供する
- ✓ 次の挑戦へのきっかけを提供
- ✓ 失敗した人へセカンドチャンスを提供

挑戦を支える
- ✓ それぞれのフィールドでの活躍を支援
- ✓ 挑戦する人へセーフティーネットを提供

■ プロフェッショナル人材サービスのビジネスモデル

プロフェッショナル人材向けサービス事業とは、顧客企業と当社で業務委託の契約を締結し、当社はその業務を、当社に登録しているプロフェッショナル人材へ再委託して顧客企業へコンサルティングサービスを提供する事業です。

顧客企業の要望に応じ、顧客企業と当社で人材派遣の契約を締結し、当社に登録しているプロフェッショナル人材を当社で有期雇用して顧客企業へ人材派遣することもございます。

また、顧客企業より依頼があれば、有料職業紹介サービスとして正規雇用の採用支援も行っております。

顧客企業、コンサルティング会社、システム開発会社において人材が足りない場合に、当社が業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注します。当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、または有期雇用契約を行い、該当案件のサービス提供を行います。

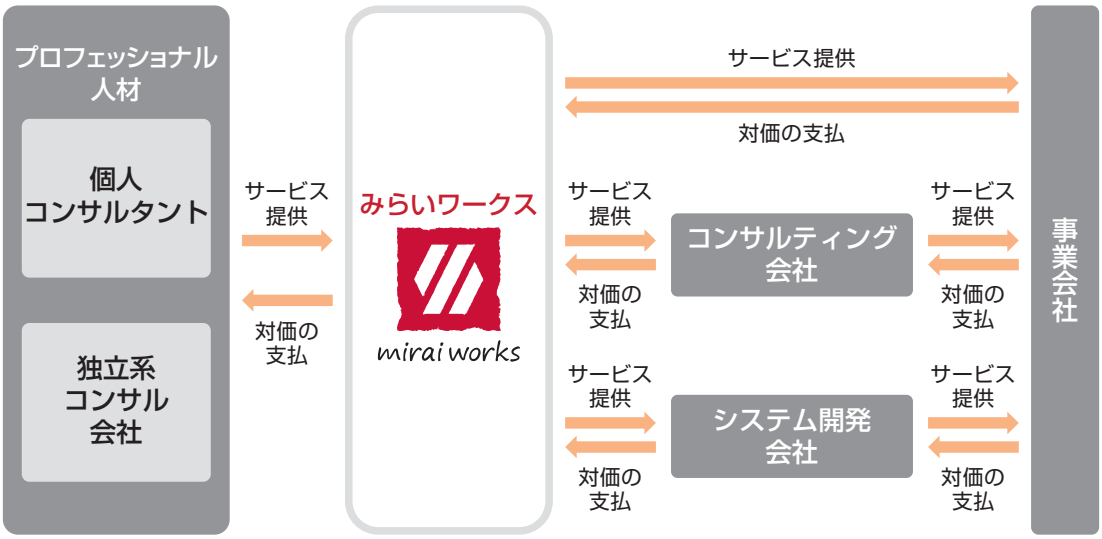

顧客企業からの依頼は、要件定義から基本設計までの基幹システム開発、戦略策定やPMO(注)及びIT、業務改善コンサルティング等の案件が多く、当社では、顧客企業から発注される人月単価が100万円から200万円といった、ハイスペック層の個人に特化したサービスを提供しております。原則的にはフルタイムの参画で、稼働期間は３～６ヵ月程度が中心となっております。

(注) プロジェクトマネジメントオフィス（組織内で実行される個々のプロジェクトに、横串を通して統括的な管理やサポートを行うための機能または、部署やチームのこと）

■ 提供サービス（WEBサイト）

FreeConsultant.jp

・プロジェクト情報の発信
・独立プロ向けコラム
・新しい働き方を実践する独立プロのインタビュー

FinTechConsultant.jp

・フィンテック業界向けプロジェクト情報、
　転職情報の提供

ConsulNext.jp

・プロフェッショナル向け転職情報の提供

■ 当社の特徴

1．ハイスペック層に特化した人材サービス

当社は、ハイスペック層の個人に特化したプロフェッショナル人材サービスを提供していることが最大の特徴です。顧客企業から依頼される案件との高いマッチング率と、プロフェッショナル人材の安定した稼働を支える当社専門スタッフによるフォロー体制等、顧客企業へのサービス品質管理を徹底しております。現在、独立プロフェッショナル人材の登録数は5,700名超と、また案件を獲得している会社数は665社超と、実績を積み上げてきており、当分野に当社の経営資源を集中して配分しております。

2．低価格で迅速なサービス提供

顧客企業となる事業会社のメリットは、「ある事業の企画を始めたい」といった場合、コンサルティング会社に依頼すると高額となりやすいコストを抑えられることです。「事業計画を立てる３カ月間だけ手を借りたい」という短期的なケースにも対応でき、コンサルティングや財務、マーケティング、経営企画などの質の高い即戦力のハイスペック層のプロフェッショナル人材を、経営に直結する部門に対してすぐに提供することが可能です。

3．プロフェッショナル人材のフォロー体制

当社より登録したプロフェッショナル人材へ発注する際には、プロフェッショナル人材の方を向いて、仕事をしやすい環境作りに重点を置いています。顧客企業の現場に入り込み、現場を動かさなければならないプロジェクトでは、個人コンサルタントは孤独になってしまう傾向にあるため、働き始めの段階では特に当社の専任スタッフが気を配ります。

プロジェクトが始まるタイミングで、案件を依頼した顧客企業の担当者とプロフェッショナル人材の現場での役割について、当社の専任スタッフが間に入って詳細に内容を詰めていきます。仕事を進めていくうちに、顧客企業から求められる仕事内容やレベルが相違した時にも、改めて当社の専任スタッフと擦り合わせを行います。当社では、依頼した企業の期待値をしっかりと掴むことで、プロフェッショナル人材が高いパフォーマンスで仕事を進められるようにすることを大切にしております。

3. 今後の展開

■ 経営戦略の現状と見通し

当社の運営しているサイト「FreeConsultant.jp」は登録者数5,700名超（平成29年８月31日時点）のプロフェッショナル人材向けプラットフォームとなっています。また、案件を獲得している会社数は665社超と、実績を積み上げてきており、これまで「高稼働率・低コスト体質」と「エンゲージメントの向上」を徹底した戦略とその愚直な実行により、増収増益で推移してきました。

今後は、登録者の増加によって稼働可能なプロフェッショナル人材をより多く確保し、適正な売上総利益率を獲得する営業体制を構築します。また、管理部門の増員によって内部統制の強化を図ってまいります。

■ 対処すべき主な課題

登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの向上

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWEBマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施していきます。また、登録プロフェッショナル人材の案件への適性の見極めを行う当社の専任スタッフの研修及び育成を図ります。

また、登録プロフェッショナル人材と当社の専任スタッフとの信頼関係構築に努めております。当社で主催するリアルイベント等の活動を積極的に実施し、対面でのコミュニケーションを通じて、プロフェッショナル人材の囲い込みを行う方針であります。

営業力の強化

新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、プロフェッショナル人材にとって働きやすく魅力的な案件の獲得を行います。また、それらの案件に対して適正な能力を有したプロフェッショナル人材を、顧客企業にとって妥当な価格でマッチングを行います。そのための当社の営業社員への教育研修、営業アシスタントの献身的なサポートを実施してまいります。

適正な売上総利益の確保

組織として統一した品質を提供すると共に、適正な売上総利益を獲得する体制を作っていく方針です。顧客企業と登録プロフェッショナル人材の情報をデータベースによって一元管理し、リアルタイムで多量かつ高質な社内情報共有を行っており、ハイスペック層のプロフェッショナル人材とのビジネスノウハウを蓄積していきます。

4. 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

回次		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期 第３四半期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月	平成29年６月
売上高	（千円）	85,752	605,391	1,263,742	1,543,219	1,705,057	1,632,169
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	1,264	10,866	39,158	△ 3,700	61,713	91,735
当期（四半期）純利益	（千円）	875	8,805	28,376	7,821	44,070	60,256
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 普通株式 Ａ種類株式	（株）	 100 －	 100 100	 100 100	 200 －	 20,000 －	 20,000 －
純資産額	（千円）	10,875	29,680	58,057	65,878	109,949	170,205
総資産額	（千円）	58,932	215,334	398,950	455,412	531,124	578,932
１株当たり純資産額	（円）	108,752.50	148,402.90	290,285.99	65.88	109.95	－
１株当たり配当額 普通株式 （１株当たり中間配当額） Ａ種類株式 （１株当たり中間配当額）	（円）	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)
１株当たり当期（四半期）純利益金額	（円）	8,752.50	46,377.30	141,883.07	7.82	44.07	60.26
潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益金額	（円）	－	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	18.45	13.78	14.55	14.47	20.70	29.40
自己資本利益率	（%）	8.05	43.42	64.69	12.62	50.13	－
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－	－
配当性向	（%）	－	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△ 6,291	51,132	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	23,169	△ 389	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	49,818	△ 20,216	－
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	（千円）	－	－	－	276,457	306,985	－
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	（名）	1 〔－〕	7 〔3〕	14 〔11〕	17 〔14〕	23 〔18〕	－ 〔－〕

（注）
1．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2．売上高には、消費税等は含まれておりません。
3．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4．第２期において平成24年11月７日付で第三者割当増資を行ったため、Ａ種類株式が100株となりました。また、第４期において平成27年６月24日付でA種類株式１株につき１株の割合で株式交換を行い、平成27年６月24日付でA種類株式100株を消却しております。
5．第１期、第２期及び第３期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6．第４期、第５期及び第６期第３四半期の潜在株式調整後１株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
8．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9．当社は、第３期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者人員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。
11．当社は、平成28年３月18日付で１株につき100株の、平成29年11月２日付で１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算出しております。
12．主要な経営指標等の推移のうち、第１期から第３期については会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けておりません。
13．第４期及び第５期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第６期第３四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
14．当社は、平成28年３月18日付で株式１株につき100株の、平成29年11月２日付で１株につき50株の分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第１期、第２期及び第３期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期 第３四半期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月	平成29年６月
１株当たり純資産額	（円）	21.75	29.68	58.06	65.88	109.95	－
１株当たり配当額 普通株式 （１株当たり中間配当額） Ａ種類株式 （１株当たり中間配当額）	（円）	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)	 － (－) － (－)
１株当たり当期（四半期）純利益金額	（円）	1.75	9.28	28.38	7.82	44.07	60.26
潜在株式調整後 １株当たり当期（四半期）純利益金額	（円）	－	－	－	－	－	－

■ 売上高

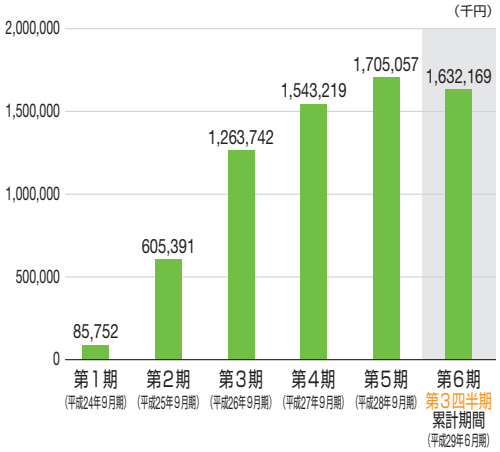

■ 純資産額／総資産額

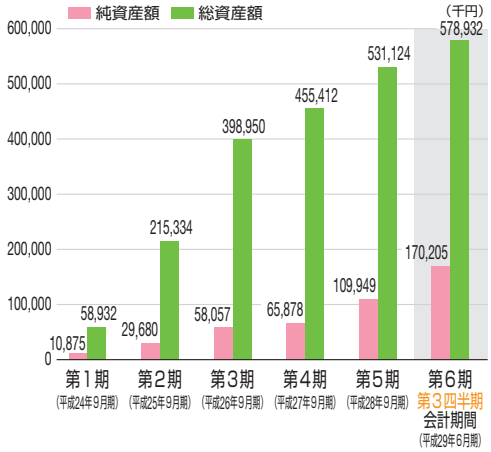

■ 経常利益又は経常損失

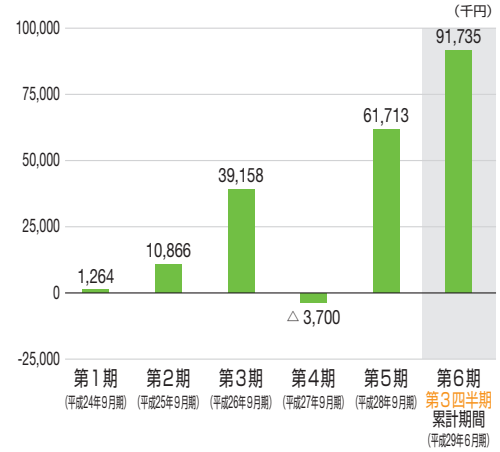

■ １株当たり純資産額

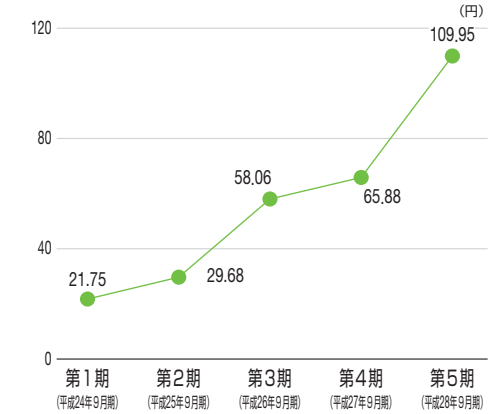

■ 当期（四半期）純利益

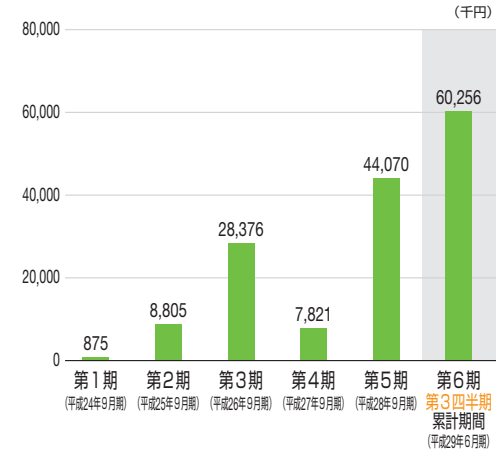

■ １株当たり当期（四半期）純利益金額

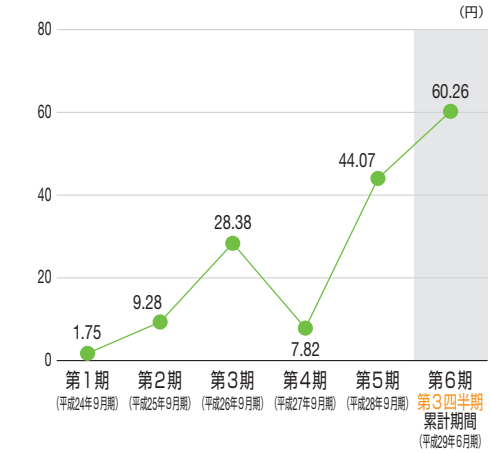

（注）当社は、平成28年３月18日付で、株式１株につき100株の、平成29年11月２日付で、株式１株につき50株の分割を行っております。上記「１株当たり純資産額」及び「１株当たり当期（四半期）純利益金額」の各グラフでは、第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【証券情報】 …… 2
第１ 【募集要項】 …… 2
１ 【新規発行株式】 …… 2
２ 【募集の方法】 …… 3
３ 【募集の条件】 …… 4
４ 【株式の引受け】 …… 5
５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 6
第２ 【売出要項】 …… 7
１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】 …… 7
２ 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】 …… 8
３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 9
４ 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】 …… 9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 10
第二部 【企業情報】 …… 12
第１ 【企業の概況】 …… 12
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 12
２ 【沿革】 …… 14
３ 【事業の内容】 …… 15
４ 【関係会社の状況】 …… 17
５ 【従業員の状況】 …… 17
第２ 【事業の状況】 …… 18
１ 【業績等の概要】 …… 18
２ 【生産、受注及び販売の状況】 …… 20
３ 【対処すべき課題】 …… 21
４ 【事業等のリスク】 …… 22
５ 【経営上の重要な契約等】 …… 25
６ 【研究開発活動】 …… 25
７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 25
第３ 【設備の状況】 …… 28
１ 【設備投資等の概要】 …… 28
２ 【主要な設備の状況】 …… 28
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 28

頁

第４　【提出会社の状況】……29
１　【株式等の状況】……29
２　【自己株式の取得等の状況】……40
３　【配当政策】……40
４　【株価の推移】……40
５　【役員の状況】……41
６　【コーポレート・ガバナンスの状況等】……43
第５　【経理の状況】……51
１　【財務諸表等】……52
第６　【提出会社の株式事務の概要】…… 106
第７　【提出会社の参考情報】…… 107
１　【提出会社の親会社等の情報】…… 107
２　【その他の参考情報】…… 107
第四部　【株式公開情報】…… 108
第１　【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 108
第２　【第三者割当等の概況】…… 110
１　【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 110
２　【取得者の概況】…… 112
３　【取得者の株式等の移動状況】…… 113
第３　【株主の状況】…… 114

監査報告書 ……巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月14日
【会社名】	株式会社みらいワークス
【英訳名】	Mirai Works Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　岡　本　祥　治
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目27番７号６階
【電話番号】	(03)6408-5860(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　芦　田　克　宣
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目27番７号６階
【電話番号】	(03)6408-5860(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　芦　田　克　宣
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　229,755,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し　69,960,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　40,704,000円 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	170,000(注)２.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) １．平成29年11月14日開催の取締役会決議によっております。
２．発行数については、平成29年11月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
４．上記とは別に、平成29年11月14日開催の取締役会において、株式会社ＳＢＩ証券を割当先とする当社普通株式25,600株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2　【募集の方法】

平成29年12月８日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年11月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	170,000	229,755,000	124,338,000
計(総発行株式)	170,000	229,755,000	124,338,000

(注)１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成29年12月８日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
５．有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,590円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は270,300,000円となります。
６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第２　売出要項　３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

３　【募集の条件】

(1)　【入札方式】

①　【入札による募集】

該当事項はありません。

②　【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)　【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）１．	未定（注）１．	未定（注）２．	未定（注）３．	100	自　平成29年12月12日（火） 至　平成29年12月15日（金）	未定（注）４．	平成29年12月18日（月）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年11月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月８日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年12月８日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であり、平成29年11月14日開催の取締役会において、平成29年12月８日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成29年12月19日（火）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成29年12月１日から平成29年12月７日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４ 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成29年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番３号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町７番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番６号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
計	―		―

（注）１．引受株式数は、平成29年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成29年12月８日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
248,676,000	8,000,000	240,676,000

(注) 1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,590円)を基礎として算出した見込額であります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額240,676千円については、「1　新規発行株式」の(注)4．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限37,447千円と合わせた手取概算額上限278,123千円について、バックオフィス業務の効率化によるコスト削減のため、ソフトウエアの開発のための開発委託費及び人件費として20,000千円（平成30年9月期）、営業業務の移動の効率化と採用促進を図るため、オフィス移転費用として35,000千円（平成30年9月期）を充当する予定であります。また、競争力の維持及び売上成長のための人材の採用育成費等の運転資金として223,123千円（平成30年9月期）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります 。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年12月８日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２ 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	44,000	69,960,000	東京都目黒区 佐藤 卓也 34,000株 神奈川県川崎市麻生区 岡本 祥治 5,000株 東京都港区元赤坂一丁目２番17号 株式会社中田康雄事務所 5,000株
計(総売出株式)	―	44,000	69,960,000	―

(注) １．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
２．「第１ 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,590円)で算出した見込額であります。
４．売出数等については今後変更される可能性があります。
５．振替機関の名称及び住所は、「第１ 募集要項 １ 新規発行株式」の(注)３．に記載した振替機関と同一であります。
６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「３ 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４ 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 ３．ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自　平成29年12月12日(火) 至　平成29年12月15日(金)	100	未定 (注)2.	引受人の本店及び営業所	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社ＳＢＩ証券	未定 (注)3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年12月8日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	25,600	40,704,000	東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券　　25,600株
計(総売出株式)	―	25,600	40,704,000	―

(注) 1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社ＳＢＩ証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年11月14日開催の取締役会において、株式会社ＳＢＩ証券を割当先とする当社普通株式25,600株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社ＳＢＩ証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,590円)で算出した見込額であります。

6．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　1　新規発行株式」の(注)3．に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1．	自　平成29年12月12日(火) 至　平成29年12月15日(金)	100	未定 (注)1．	株式会社ＳＢＩ証券の本店及び営業所	―	―

(注) 1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4．株式会社ＳＢＩ証券の販売方針は、「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」の(注)7．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社ＳＢＩ証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である岡本祥治(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式25,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式25,600株
募集株式の払込金額	未定(「第１　募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第１　募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成30年１月16日(火)
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行　恵比寿支店　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成30年１月９日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である岡本祥治、売出人である株式会社中田康雄事務所、ならびに当社株主である品川広志及び三木浩は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年３月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

売出人である佐藤卓也は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年３月18日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年６月16日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年11月14日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第１期	第２期	第３期	第４期	第５期
決算年月		平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
売上高	（千円）	85,752	605,391	1,263,742	1,543,219	1,705,057
経常利益 又は経常損失(△)	（千円）	1,264	10,866	39,158	△3,700	61,713
当期純利益	（千円）	875	8,805	28,376	7,821	44,070
持分法を適用した 場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 普通株式 Ａ種類株式	（株）	 100 ―	 100 100	 100 100	 200 ―	 20,000 ―
純資産額	（千円）	10,875	29,680	58,057	65,878	109,949
総資産額	（千円）	58,932	215,334	398,950	455,412	531,124
１株当たり純資産額	（円）	108,752.50	148,402.90	290,285.99	65.88	109.95
１株当たり配当額 普通株式 （１株当たり中間配当額） Ａ種類株式 （１株当たり中間配当額）	（円）	 ― (―) ― (―)	 ― (―) ― (―)	 ― (―) ― (―)	 ― (―) ― (―)	 ― (―) ― (―)
１株当たり当期純利益金額	（円）	8,752.50	46,377.30	141,883.07	7.82	44.07
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	（円）	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	18.45	13.78	14.55	14.47	20.70
自己資本利益率	（%）	8.05	43.42	64.69	12.62	50.13
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	△6,291	51,132
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	23,169	△389
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	―	―	―	49,818	△20,216
現金及び現金同等物 の期末残高	（千円）	―	―	―	276,457	306,985
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	（名）	1 〔―〕	7 〔3〕	14 〔11〕	17 〔14〕	23 〔18〕

（注）１．当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
４．第２期において平成24年11月７日付で第三者割当増資を行ったため、Ａ種類株式が100株となりました。また、第４期において平成27年６月24日付でＡ種類株式１株につき１株の割合で株式交換を行い、平成27年６月24日付でＡ種類株式100株を消却しております。
５．第１期、第２期及び第３期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
６．第４期及び第５期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
７．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
８．株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
９．当社は、第３期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者人員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。
11．当社は、平成28年３月18日付で１株につき100株の割合、平成29年11月２日付で１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第４期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算出しております。
12．主要な経営指標等の推移のうち、第１期から第３期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けておりません。
13．前事業年度(第４期)及び当事業年度(第５期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております 。
14．当社は、平成28年３月18日付で株式１株につき100株、平成29年11月２日付で株式１株につき50株の分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現　日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)』の作成上の留意点について」(平成24年８月21日付東証上審第133号)に基づき、第１期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第１期、第２期及び第３期の数値(１株当たり配当額については全ての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期
決算年月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月	平成28年９月
１株当たり純資産額　(円)	21.75	29.68	58.06	65.88	109.95
１株当たり配当額 普通株式 (１株当たり中間配当額)　(円) Ａ種類株式 (１株当たり中間配当額)	 — (—) — (—)	 — (—) — (—)	 — (—) — (—)	 — (—) — (—)	 — (—) — (—)
１株当たり当期純利益金額　(円)	1.75	9.28	28.38	7.82	44.07
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額　(円)	—	—	—	—	—

２ 【沿革】

年月	概要
平成24年３月	プロフェッショナル人材向けサービス事業の展開を目的として、東京都渋谷区恵比寿に、株式会社みらいワークス(資本金10百万円)を設立
平成24年４月	コーポレートサイトリリース、「FreeConsultant.jp」事業開始・サイトリリース
平成24年７月	有料職業紹介事業の許可を取得
平成24年11月	第三者割当増資により、資本金20百万円
平成24年12月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成24年12月	「ConsulNext.jp」事業開始・サイトリリース、コーポレートサイト・リニューアルサイトリリース
平成25年８月	登録コンサルタント 1,000名突破
平成25年10月	「FreeConsultant.jp」「ConsulNext.jp」サイト・リニューアル
平成25年11月	一般労働者派遣の認可を取得
平成26年10月	登録コンサルタント 2,000名突破
平成27年９月	「FreeEngineer.jp」事業売却
平成27年11月	登録コンサルタント 3,000名突破
平成28年１月	経営理念とビジョンを革新、みらイズム(行動指針)をリリース
平成28年７月	「FintechConsultant.jp」サービス開始、サイトリリース
平成28年８月	Salesforceに精通した独立コンサルタントを養成するプログラムを開始
平成28年12月	登録コンサルタント 5,000名突破

３ 【事業の内容】

① 事業の概要

当社は、「日本のみらいのために挑戦する人を増やす」の経営理念の下、個人で活躍する人の増加や、挑戦者を取り巻く社会的な課題を解決することで、日本を元気にしたいと考えております。当社の中長期的なビジョンは「“プロフェッショナル人材(注１)が挑戦するエコシステム(注２)”を創造する」であり、そのため当社社員の行動指針となる「みらイズム」を以下のように定めております。

「挑戦」：私たちはみらいのために挑戦し、挑戦を通じて自ら成長します。

「主体性」：私たちは周りで起きることを自分事として、自ら行動して責任を果たします。

「チームワーク」：私たちはお互いの強みと個性を活かし、チームの成果に貢献します。

「変化」：私たちは自ら変化を起こし、そして変化を歓迎します。

「持続的な関係」：私たちはすべての人と誠実に向き合い、WIN-WINで持続的な関係を築きます。

このビジョンを達成するため、現在当社では主な事業としてプロフェッショナル人材向けサービス事業を行っております。プロフェッショナル人材向けサービス事業とは、顧客企業と当社で業務委託もしくは人材派遣の契約を締結し、当社はその業務を、当社に登録しているプロフェッショナル人材へ再委託、あるいは当社で有期雇用をして顧客企業へ人材派遣を行う事業です。顧客企業からの依頼は、要件定義から基本設計までの基幹システム開発、戦略策定やPMO(注３)及びIT、業務改善コンサルティング等の案件が多く、当社では、顧客企業から発注される人月単価が100万円から200万円といった、ハイスペック層の個人に特化したサービスを提供しております。原則的にはフルタイムの参画で、稼働期間は３～６ヵ月程度が中心となっております。また、顧客企業より依頼があれば、有料職業紹介サービスとして正規雇用の採用支援も行っております。

当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業の対象市場は、主にビジネスコンサルティングとITコンサルティングの両領域におけるコンサルティングサービス市場となります。これらの領域は、顧客企業である事業会社のグローバル化及びIT戦略の中核となっていることから、活発な需要を背景とした成長市場であり、現在では常にハイスペック層の人材が不足している状態であります。当社の主な顧客企業は、コンサルティング会社や事業会社、システム開発会社等であり、これらの企業において人材が足りない場合に、当社より外部人材を調達しております。

総務省の国勢調査及び人口推計の発表によると、国内における労働力人口は不足傾向にあります。一方で、起業のための環境が近年において急速に整備されつつあり、コンサルティング会社に所属していたコンサルタントが独立し、フリーランス(注４)として活動する優秀なプロフェッショナル人材が増加しています。国内の労働力不足が顕著になりつつある状況下で、当社では独立したプロフェッショナル人材に仕事と挑戦の場を提供するサービスを行うことで、日本経済を維持、成長させるために「新しい働き方」を広げたいと考えております。

プロフェッショナル人材として活動する個人を増やし、そしてそれらの人材を活用する企業が増えるためには、独立への不安を払しょくするプラットフォームが必要と考えております。現在日本では、仕事をする時間や場所の自由度、仕事の選択の自由度を求める人材、すなわち「企業に雇用されない働き方」を選ぶフリーランスが増えていますが、一方で収入の不安定さといったリスクもあることから、個人事業主としての活動することの不安を取り除く必要があります。当社は独立プロフェッショナルという「新しい働き方」を実現するプラットフォームとなり、プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造していきます。

(注) １．報酬に値する価値ある役務を提供し、その分野で生計を立てている専門家
２．多様な立場で専門的な技術や強みを生かしながら、業種・業界の垣根を越えて相互協力し、平等な収益の循環をする仕組み
３．プロジェクトマネジメントオフィス(組織内で実行される個々のプロジェクトに、横串を通して統括的な管理やサポートを行うための機能または、部署やチームのこと)
４．特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより社会的に独立した個人事業主もしくは法人

② 当社の特徴

当社は、ハイスペック層の個人に特化したプロフェッショナル人材サービスを提供していることが最大の特徴であります。顧客企業から依頼される案件との高いマッチング率と、プロフェッショナル人材の安定した稼働を支える当社専門スタッフによるフォロー体制等、顧客企業へのサービス品質管理を徹底しております。現在、独立プロフェッショナル人材の登録数は5,700名超、また案件を獲得している会社数は665社超と、実績を積み上げてきており、当分野に当社の経営資源を集中して配分しております。

顧客企業となる事業会社のメリットは、「ある事業の企画を始めたい」といった場合、コンサルティング会社に依頼すると高額となりやすいコストを抑えられることです。「事業計画を立てる３カ月間だけ手を借りたい」という短期的なケースにも対応でき、コンサルティングや財務、マーケティング、経営企画などの質の高い即戦力のハイスペック層のプロフェッショナル人材を、経営に直結する部門に対してすぐに提供することが可能です。

当社より登録したプロフェッショナル人材へ発注する際には、プロフェッショナル人材の方を向いて、仕事をしやすい環境作りに重点を置いています。顧客企業の現場に入り込み、現場を動かさなければならないプロジェクトでは、個人コンサルタントは孤独になってしまう傾向にあるため、働き始めの段階では特に当社の専任スタッフが気を配ります。プロジェクトが始まるタイミングで、案件を依頼した顧客企業の担当者とプロフェッショナル人材の現場での役割について、当社の専任スタッフが間に入って詳細に内容を詰めていきます。「業務として何をするのか」「そのプロジェクトで作成する資料はどのようなものがあり、それぞれどんなタイミングで作成するのか」といったことを明確にしていき、例えば顧客企業から「この資料のたたき台を作ってほしい」と依頼を受けた時には「３割の充実度で十分なのか、８割程度完成したものなのか」とたたき台のレベルも確認します。仕事を進めていくうちに、顧客企業から求められる仕事内容やレベルが相違した時にも、改めて当社の専任スタッフと擦り合わせを行います。当社では、依頼した企業の期待値をしっかりと掴むことで、プロフェッショナル人材が高いパフォーマンスで仕事を進められるようにすることを大切にしております。

③　ビジネスモデル及び事業系統図

顧客企業、コンサルティング会社、システム開発会社において人材が足りない場合に、当社が業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注します。当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、または有期雇用契約を行い、該当案件のサービス提供を行うビジネスモデルです。

事業系統図は次のとおりであります。

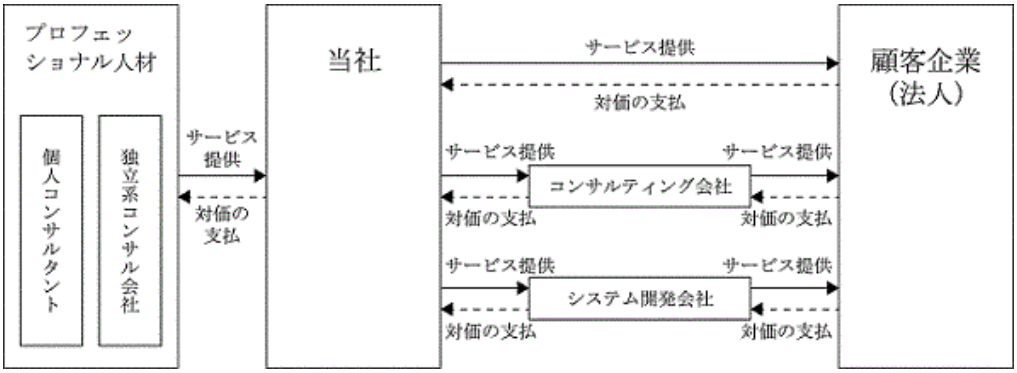

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28 〔18〕	36.8	1.5	5,089

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(有期雇用契約、人材会社からの派遣社員を含む)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。なお、増員要因は、営業人員の強化によるものです。

2．平均年間給与は、賞与を含んでおります。

3．当社のセグメントは、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

(1) 業績

第５期事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

当事業年度におけるわが国の経済は、アジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題や米大統領選挙の動向など海外経済の不確実性が高まり、景気や為替動向を注視しなければならない状況が続き、先行きの不透明要因が残ることとなりました。

当事業年度におきましては、プロフェッショナル人材向けサービス事業において、事業会社とシステム開発会社の新規開拓営業を強化しました。新たな取り組みとしまして、一般社団法人FinTech協会の事務局運営支援を開始し、FinTech業界向けにプロフェッショナル人材を提供するサービス「FintechConsultant.jp」をリリースしました。また、営業支援や顧客管理のクラウドサービス大手の株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するSalesforce製品について、当認定資格を取得できるプログラムを提供し、Salesforceに精通したプロフェッショナル人材を養成するプログラムを開始しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,705,057千円(前年同期比10.5%増)、営業利益は62,807千円(前年同期は3,745千円の営業損失)、経常利益は61,713千円(前年同期は3,700千円の経常損失)、当期純利益は44,070千円(前年同期比463.4%増)となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(注)　サービス名は商標又は登録商標です。

第６期第３四半期累計期間(自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日)

当第３四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復基調を続けております。海外の経済は、緩やかに回復しておりますが、アメリカの金融政策正常化の影響、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等について懸念される状況が続いたまま推移いたしました。

コンサルティング市場においては、大手企業における底堅い需要もあり、金融機関等の情報システム投資やグローバル展開に対応するためなどのIT投資が進み、堅調に推移しました。

このような経営環境のもと、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は、コンサルティング会社、事業会社、システム開発会社を中心に、ITシステムの開発・運用や顧客企業における経営課題の解決に取り組んでまいりました。また、主要サービスである「FreeConsultant.jp」の登録人数が5,400名を超えました。

これらの結果、当第３四半期累計期間の業績は、売上高1,632,169千円、営業利益91,412千円、税引前四半期純利益91,735千円、四半期純利益60,256千円となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(注)　サービス名は商標又は登録商標です。

(2) キャッシュ・フローの状況

第５期事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ30,527千円増加し、306,985千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動により得られた資金は51,132千円(前事業年度に得られた資金は△6,291千円)となりました。

主な要因は、税引前当期純利益の計上(61,713千円)、売上債権の増加(△41,257千円)、仕入債務の増加(25,773千円)によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動により使用した資金は389千円（前事業年度に得られた資金は23,169千円）となりました。

主な要因は、無形固定資産の取得による支出（△450千円）、敷金の回収による収入（430千円）、敷金の取得による支出（△369千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動により使用した資金は20,216千円（前事業年度に得られた資金は49,818千円）となりました。

主な要因は、長期借入れによる収入（60,000千円）長期借入金の返済による支出（△80,216千円）によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第５期事業年度及び第６期第３四半期累計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はプロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第５期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第６期第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
	販売高（千円）	前年同期比（％）	販売高（千円）
プロフェッショナル人材向けサービス事業	1,705,057	110.5	1,632,169
合計	1,705,057	110.5	1,632,169

（注）１．最近２事業年度及び第６期第３四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	第４期事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		第５期事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）		第６期第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）	
	販売高 （千円）	割合（％）	販売高 （千円）	割合（％）	販売高 （千円）	割合（％）
アクセンチュア株式会社	250,558	16.2	396,561	23.3	255,210	15.6
株式会社リクルートホールディングス	169,493	11.0	149,335	8.8	89,352	5.5

（注）　上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの向上

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWEBマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施していきます。また、登録プロフェッショナル人材の案件への適性の見極めを行う当社の専任スタッフの研修及び育成を図ります。

また、登録プロフェッショナル人材と当社の専任スタッフとの信頼関係構築に努めております。当社で主催するリアルイベント等の活動を積極的に実施し、対面でのコミュニケーションを通じて、プロフェッショナル人材の囲い込みを行う方針であります。

② 営業力の強化

新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、プロフェッショナル人材にとって働きやすく魅力的な案件の獲得を行います。また、それらの案件に対して適正な能力を有したプロフェッショナル人材を、顧客企業にとって妥当な価格でマッチングを行います。そのための当社の営業社員への教育研修、営業アシスタントの献身的なサポートを実施してまいります。

③ 社内管理体制の強化

当社は成長段階にあるので、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでいます。

プロフェッショナル人材向けサービス事業が拡大していく中で、積極的な採用により、その業務にあたる当社の従業員の増加が見込まれます。当社では、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えており、管理機能の補強や情報システムの強化、コンプライアンス遵守の徹底化を引き続き実施してまいります。

④ 適正な売上総利益の確保

組織として統一した品質を提供すると共に、適正な売上総利益を獲得する体制を作っていく方針であります。顧客企業と登録プロフェッショナル人材の情報をデータベースによって一元管理し、リアルタイムで多量かつ高質な社内情報共有を行っており、ハイスペック層のプロフェッショナル人材とのビジネスノウハウを蓄積していきます。

⑤ 当社サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。また、省庁や自治体を巻き込み、独立したプロフェッショナル人材の新しい働き方を提唱していきます。

⑥ 優秀な社員の確保

福利厚生や業務環境の改善等による離職率の低減を図り、経営理念に共感していただける当社の社員にとって、よりプロフェッショナル人材や顧客企業に向き合える環境を整えてまいります。また、経営幹部人材の登用も併せて進めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① プロフェッショナル人材や社員の確保及び育成について

当社の事業を継続及び拡大させていくためには、高い専門性を有したプロフェッショナル人材を継続的に確保する事が重要です。そのため当社は、フリーランスとして活動しているコンサルタントとの接点の確保、コミュニケーションの強化による囲い込みを重要課題と認識しております。また、既存及び新規顧客企業への営業社員、プロジェクトの業務責任者となるコンサルタント社員、フリーコンサルタントと積極的にコミュニケーションを取る専任スタッフの採用活動の強化及び教育研修による育成を図るべく、人事部門の強化を積極的に推進しております。これらの社員の採用と育成が当社の計画通りに進まず、一定数の社員を確保できなくなった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 法的規制について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、労働者派遣法(注１)及び職業安定法（注２）に基づいて事業を営んでおります。当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、労働者派遣法に定める派遣事業主または職業安定法に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当もしくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や派遣事業主または有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

また、将来これらの法令ならびにその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正若しくは解釈の変更などがあり、それが当社の営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注）１．派遣元事業主が派遣先と労働者派遣契約を締結して、派遣元事業主が雇用する労働者を派遣先の指揮命令下で労働に従事させること（労働者派遣事業許可証　派13-305405　有効期間　平成28年11月１日から平成33年10月31日）

２．求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること（ 有料職業紹介事業許可証 13-ユ-305507　有効期間　平成27年７月１日から平成32年６月30日）

③ 新規参入と競合について

プロフェッショナル人材向けサービス市場は、顧客企業の要望に応じることのできる即戦力としてのプロフェッショナル人材を囲い込みできるか否かを除いては、参入障壁が高くないビジネスモデルであります。このため、顧客企業もしくはプロフェッショナル人材に認知され定着していくことにおきましては、先行して事業を推進していくことで、先行者利益を得ることが重要と考えております。また、将来の成長が期待される市場であり、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。新規参入者が多額の営業活動費や広告宣伝費を投下し、競合状況が激化した場合には、価格の下落、又は価格競争以外の要因でも案件獲得を失うおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、常に業界動向、技術革新、ユーザーニーズの変化等に対応する必要があると考えております。そのため、顧客企業またはプロフェッショナル人材のニーズに変化等が起こった場合には、変化に対応するための追加的支出が必要になる可能性があります。著しい技術革新やニーズ等の変化が起こり、当社の対応スピードが遅れた場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定のサイトへの依存度が高いことについて

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、主に当社が運営するサイト「FreeConsultant.jp」を通じて、プロフェッショナル人材の確保を行っております。このため、プロフェッショナル人材の登録者数が、予想よりも拡大しなかった場合や、プロフェッショナル人材の嗜好や関心を適切に把握できずに登録者数が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　新規サービスの立ち上げについて

成長著しいプロフェッショナル人材向けの市場おきましては、当社で培ったノウハウを活かした新規サービスを立ち上げることが必要であると認識しております。新規サービスへの投資については、十分な検討を行った上で投資の意思決定をしていきます。しかしながら、全てのサービスが顧客企業またはプロフェッショナル人材のニーズに応えられるか否かは不明であり、採算の合わないサービスが増加した場合、また市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資の回収を実現できない可能性があります。さらに、新規サービスの立ち上げには、一時的に追加の人材採用及び育成費用の発生、外注及び広告宣伝にかかる費用の発生、ソフトウエア開発並びに設備投資等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　システムトラブルの発生について

当社は、システムトラブルの発生を回避するために、ウェブサーバの負荷分散、データベースサーバの冗長化、サーバリソース監視、定期バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。しかし、サービスを管理しているサーバや配信のためのシステムにおいて何らかのトラブルが発生することにより、サービスの運営に障害が生じる可能性があります。そのため、当該障害が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　機密情報の管理について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、顧客先において事業戦略策定や業務改革支援、新商品・サービス開発支援、大規模システム構築PMO、基幹システム導入支援等に従事しており、機密性の高い情報を取り扱っております。このため当社においては、全従業員及び稼働中のプロフェッショナル人材に対して入社・登録時及び定期的に機密情報の取扱いに関する指導・教育を行っております。顧客企業の機密情報等の流出が生じた場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　自然災害、事故等のリスクについて

当社の事業拠点及びサーバ等の設備については、本社所在地である東京都渋谷区にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合、当社の事業活動に支障をきたす可能性があることから、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　訴訟について

当社は、当事業年度において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかし、システムダウンによるサービス停止や外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　個人情報の管理について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、労働者派遣法、職業安定法及び個人情報保護法により、個人情報の適正管理が義務付けられております。当社においては、個人情報を管理するためのルールの厳守を徹底するとともに、個人情報管理について一層の取組みを図ってまいります。何らかの原因により個人情報が漏洩する事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪　特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である岡本祥治は、当社設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門の部門長及びリーダーへ権限移譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、当人に不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、「第４　提出会社の状況　５　役員の状況」に記載のとおり、当人は当社の設立以前に株式会社アイ・シー・エフ（平成20年2月に証券取引法（現 金融商品取引法）違反（偽計）の疑いで元役員らが逮捕され、平成20年4月に上場廃止。）に従業員として在籍しておりました。当社では、外部機関による調査及び当人への確認を行いましたが、一連の不祥事への関与の事実は認められておりません。

⑫　レピュテーションについて

当社は、顧客企業の事業戦略策定や業務改革、新商品・サービス開発、大規模システム構築PMO、基幹システム導入等を支援する事業会社として、重責を負託されていることを十分に認識し社会的責任を果たすために、取引にあたり当社独自の基準を設けています。しかしながら何らかの理由によりレピュテーション上のリスクが生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬　コンプライアンス遵守について

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及び社内規程、ルール等のコンプライアンス遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑭　配当政策について

現在当社は成長過程にあると認識しており、獲得した資金については優先的に人材の採用及び育成、社内情報システム等の設備導入に充てるため、過去においては配当を行っておりません。今後は、株主様に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には、配当による株主への利益還元を予定しております。しかしながら、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。

⑮　新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法の規定に従って平成27年６月24日開催の臨時株主総会決議、平成28年３月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末現在新株予約権による潜在株式数は158,750株であり、同日現在の発行済株式総数の13.7%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

⑯　顧客企業の需要動向と事業の季節変動について

当社が提供するプロフェッショナル人材向けサービスは、ビジネスとIT領域の双方に関連するコンサルティングサービスの提供であり、主として顧客企業によるIT関連投資及び業務改善、戦略構築のための投資が対象になります。よって、当社の業績は顧客企業におけるそれらの投資動向の影響を受け、変動する可能性があります。また、顧客企業の多くが通期の事業年度を４月から３月までと定めていることから、当社の売上高は第２四半期末(３月)及び期末(９月)にかけて集中する傾向があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積もりは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　財務諸表　(1) 財務諸表　注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第５期事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

(売上高)

当事業年度の売上高は1,705,057千円(前年同期比10.5%増)となりました。この主な要因は、プロフェッショナル人材向けサービス事業が堅調に推移し、顧客数が増加したことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度の売上総利益は324,633千円(前年同期比8.9%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は261,826千円(前年同期比6.4%減)となりました。この主な要因は、業務の効率化により人件費が削減したことによるものであります。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は、支払利息1,227千円であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高1,705,057千円(前年同期比10.5%増)、営業利益62,807千円(前事業年度は3,745千円の損失)、経常利益61,713円(前事業年度は3,700千円の損失)、当期純利益は44,070千円(前年同期比463.4%増)となりました。

第６期第３四半期累計期間(自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日)

(売上高)

第６期第３四半期累計期間の売上高は1,632,169千円となりました。この主な要因は、プロフェッショナル人材向けサービス事業が堅調に推移し、顧客数が増加したことによるものであります。

(売上総利益)

第６期第３四半期累計期間の売上総利益は316,285千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

第６期第３四半期累計期間の販売費及び一般管理費は224,872千円となりました。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は、支払利息367千円、支払保証料172千円であります。

以上の結果、当第３四半期累計期間における業績は、売上高1,632,169千円、営業利益91,412千円、経常利益91,735千円、四半期純利益は60,256千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第５期事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

(資産)

当事業年度の総資産は、前事業年度末に比べて、75,712千円増加し、531,124千円となりました。これは主に売掛金の増加、現金及び預金の増加があったことによるものであります。

流動資産は、前事業年度末に比べて、74,481千円増加し、513,520千円となりました。これは主に売掛金の増加(前事業年度末に比べ41,257千円増加)、現金及び預金の増加(前事業年度末に比べ30,527千円増加)があったことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、1,230千円増加し、17,603千円となりました。これは主に長期前払費用の増加(前事業年度末に比べて2,001千円増加)があったことによるものであります。

(負債)

当事業年度の負債合計は、前事業年度末に比べて、31,641千円増加し、421,175千円となりました。これは主に買掛金の増加、未払金の増加があったことによるものであります。

流動負債は、前事業年度末に比べて、38,697千円増加し、366,151千円となりました。これは主に買掛金の増加(前事業年度末に比べ25,773千円増加)、未払金の増加(前事業年度末に比べ7,532千円増加)、1年内返済予定の長期借入金の減少(前事業年度末に比べ13,160千円減少)があったことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて、7,056千円減少し、55,024千円となりました。これは長期借入金の減少(前事業年度末に比べて7,056千円の減少)があったことによるものであります。

(純資産)

当事業年度の純資産合計は、前事業年度末に比べて、44,070千円増加し、109,949千円となりました。これは利益剰余金の増加(前事業年度末に比べ44,070千円増加)があったことによるものであります。

なお、純資産の内訳は、資本金20,000千円、利益剰余金89,949千円であります。

第６期第３四半期累計期間(自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日)

(資産)

当第３四半期会計期間末における資産の残高は、578,932千円となり、前事業年度末に比べ47,808千円増加しました。これは主に、売掛金が46,573千円増加したことによります。

(負債)

当第３四半期会計期間末における負債の残高は、408,727千円となり、前事業年度末に比べ12,447千円減少しました。これは主に、買掛金が69,089千円、未払法人税等が7,577千円、未払消費税等が3,895千円、賞与引当金が2,395千円増加し、１年内返済予定の長期借入金が47,016千円、長期借入金が55,024千円減少したことによります。

(純資産)

当第３四半期会計期間末における純資産の残高は、170,205千円となり、前事業年度末に比べ60,256千円増加しました。これは、利益剰余金が60,256千円増加したことによります。

なお、純資産の内訳は、資本金20,000千円、利益剰余金150,205千円であります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第２　事業の状況　１　業績等の概要　(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の運営しているサイト「FreeConsultant.jp」は、登録者数5,700名超（平成29年８月31日時点）のプロフェッショナル人材向けプラットフォームとなっています。また、案件を獲得している会社数は665社超と、実績を積み上げてきており、これまで「高稼働率・低コスト体質」と「エンゲージメントの向上」を徹底した戦略とその愚直な実行により、増収増益で推移してきました。今後は、登録者の増加によって稼働可能なプロフェッショナル人材をより多く確保し、適正な売上総利益率を獲得する営業体制を構築します。また、管理部門の増員によって内部統制の強化を図っていきます。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第２　事業の状況　４　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針

「第２　事業の状況　３　対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第５期事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は450千円であり、その主な内容は、ソフトウエア開発450千円であります。当事業年度において、重要な設備の除却・売却はありません。

なお、当社はプロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第６期第３四半期累計期間(自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日)

該当事項はありません。

なお、当社はプロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

平成28年９月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び備品	商標権	ソフトウエア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	サーバ等 本社機能	468	573	353	1,087	2,483	27 (17)

(注) １．現在休止中の主要な設備はありません。
２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
３．本社建物は賃借しております。年間賃借料は14,040千円であります。
４．従業員数の(　)は臨時雇用者数を外書しております。
５．当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年10月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,000,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権(平成27年６月24日臨時株主総会決議及び平成27年６月24日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年９月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数(個)	30 (注)１	30 (注)１
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000(注)１、３	120,000 (注)１、３
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)２、３	900 (注)２、３
新株予約権の行使期間	平成29年６月25日から 平成37年６月24日まで	平成29年６月25日から 平成37年６月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格900 資本組入額450 (注)３	発行価格900 資本組入額450 (注)３
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ③ 新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ④ 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	① 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ③ 新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ④ 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)４	(注)４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、5,000株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

３．平成28年２月19日の取締役会決議により、平成28年３月18日付で１株を100株に、平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧　新株予約権の取得条項
　　必要に応じて合理的に決定する。
⑨　その他の新株予約権の行使の条件
　　上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第２回新株予約権（平成28年３月31日臨時株主総会決議及び平成28年３月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	641（注）１	454（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	28,000（注）１	22,700（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900（注）２	900（注）２
新株予約権の行使期間	平成30年４月１日から 平成37年３月31日まで	平成30年４月１日から 平成37年３月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格900 資本組入額450	発行価格900 資本組入額450
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④　新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤　本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	①　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④　新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤　本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、50株であります。
ただし、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

３．平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項
必要に応じて合理的に決定する。

⑨　その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第３回新株予約権（平成28年３月31日臨時株主総会決議及び平成28年９月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 （平成28年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成29年10月31日）
新株予約権の数（個）	331（注）1	321（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	16,550（注）1	16,050（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	900（注）2	900（注）2
新株予約権の行使期間	平成30年９月30日から 平成37年９月29日まで	平成30年９月30日から 平成37年９月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格900 資本組入額450	発行価格900 資本組入額450
新株予約権の行使の条件	①　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④　新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤　本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	①　新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（相談役、顧問契約者を含む）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④　新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤　本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	（注）4

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、50株であります。
ただし、本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

３．平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得条項
必要に応じて合理的に決定する。

⑨　その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3)　【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4)　【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成24年３月14日（注）１	普通株式100	普通株式100	10,000	10,000	―	―
平成24年11月７日（注）２	Ａ種類株100	普通株式100 Ａ種類株式100	10,000	20,000	―	―
平成27年６月24日（注）３	Ａ種類株式△100 普通株式100	普通株式200	―	20,000	―	―
平成28年３月18日（注）４	普通株式19,800	普通株式20,000	―	20,000	―	―
平成29年11月２日（注）５	普通株式980,000	普通株式1,000,000	―	20,000	―	―

（注）１．会社設立によるものであります。
発行価格100,000円、資本組入額100,000円。
２．有償第三者割当増資によるものであります。
発行価格100,000円、資本組入額100,000円。
割当先 ㈱オンサイドパートナーズ80株、㈱カルティベートストーリーズ20株。
３．発行済株式のＡ種類株式数の減少100株は、Ａ種類株式１株につき１株の割合で株式交換を行い、Ａ種類株式を消却したことによるものであります。
４．株式分割（１：100）によるものであります。
５．株式分割（１：50）によるものであります。

(5)　【所有者別状況】

平成29年10月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	6	―	―	10	16	―
所有株式数（単元）	―	―	―	19	―	―	181	200	―
所有株式数の割合（％）	―	―	―	9.5	―	―	90.5	100	―

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,000	200	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	20,000	―	―
総株主の議決権	―	200	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第１回新株予約権(平成27年６月24日臨時株主総会決議及び平成27年６月24日取締役会決議)

決議年月日	平成27年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役　２
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第２回新株予約権(平成28年３月31日臨時株主総会決議及び平成28年３月31日取締役会決議)

決議年月日	平成28年３月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員　15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注)　退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者は、従業員10名となっております。

第３回新株予約権（平成28年３月31日臨時株主総会決議及び平成28年９月30日取締役会決議）

決議年月日	平成28年９月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　３　当社監査役　１　当社従業員　７
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）　退職等による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者は、取締役３名、監査役１名、従業員６名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。現在、当社は成長過程にあり、一層の業容拡大を目指しており、獲得した資金については、優先的に人材の採用育成、システム等の設備強化等の重要な事業投資に充て、当社の競争力の強化による将来の収益力向上や効率的な体制整備に有効に活用するため、会社設立以来、第６期事業年度を含めて配当は実施しておりません。

今後は、収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く事業環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、株主総会の決議をもって、期末配当を年１回行うことを基本的な方針としております。

また、当社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

５ 【役員の状況】

男性９名　女性０名(役員のうち女性の比率０％)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長	岡本　祥治	昭和51年 ８月28日生	平成12年７月 平成17年７月 平成19年９月 平成24年３月	アンダーセン・コンサルティング㈱ (現アクセンチュア㈱)　入社 ㈱アイ・シー・エフ　入社 ㈱オンサイドパートナーズ　設立 代表取締役(現任) 当社設立　代表取締役社長(現任)	(注)３	690,000
取締役	第二営業部長	松永　祐	昭和52年 ４月23日生	平成13年４月 平成16年12月 平成24年２月 平成25年９月 平成27年11月 平成28年７月 平成28年９月 平成28年12月	アクセンチュア㈱　入社 ㈱J.Beach　設立　代表取締役 (同)アルミスト　設立　代表社員 ㈱プライムスタイル　取締役 当社　入社 当社　Engagement部長 当社　取締役(現任) 当社　第二営業部長(現任)	(注)３	―
取締役	第一営業部長 兼 Engagement部長	渡邉　良司	昭和52年 １月21日生	平成13年４月 平成22年４月 平成24年４月 平成26年４月 平成28年５月 平成28年７月 平成28年９月 平成28年12月	㈱クレスコ　入社 同社　サービスビジネス事業本部 サービスビジネス事業部　サービスビジネス部長 同社　ビジネスソリューション事業本部　クラウドビジネスセンター長 同社　事業統括本部　先端技術事業部クラウドビジネスセンター長 当社　入社 当社　営業部長 当社　取締役(現任) 当社　第一営業部長兼Engagement部長(現任)	(注)３	―
取締役	管理部長	芦田　克宣	昭和54年 ７月28日生	平成14年４月 平成17年５月 平成23年１月 平成26年３月 平成26年４月 平成28年９月	エー・エム・アンド・シー㈱　入社 グローバル・ブレイン㈱　入社 みなと会計を開業 財務アドバイザーとして活動 ㈱アイフリークホールディングス (現㈱アイフリークモバイル)　取締役 ㈱キッズスター　取締役 当社　取締役(現任) 当社　管理部長(現任)	(注)３	―
取締役	―	中田　康雄	昭和18年 ２月24日生	昭和42年４月 昭和45年10月 昭和54年２月 平成17年６月 平成21年11月 平成25年２月 平成27年６月	宇部興産㈱　入社 三菱レイヨン㈱　入社 カルビー㈱　入社 同社　代表取締役社長　兼CEO、CIO就任 ㈱中田康雄事務所　設立　代表取締役(現任) 当社　顧問 当社　取締役(現任)	(注)３	40,000
取締役	―	三木　浩	昭和45年 ６月４日生	平成６年４月 平成８年12月 平成９年７月 平成12年４月 平成13年３月 平成19年８月 平成21年２月 平成27年12月	NTTシステムサービス㈱(現㈱NTTデータアイ)　入社 日本テキサス・インスツルメンツ㈱入社 部門買収に伴い、スターリングソフトウェア・テクノロジー㈱へ転籍 ㈱デジタルガレージ　入社 アクセンチュア㈱　入社 エヴァーオンワード(同)　代表社員(現任) サステナジー㈱　取締役(現任) 当社　取締役(現任)	(注)３	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	―	武藤　一郎	昭和37年 ９月４日生	昭和62年10月 平成元年10月 平成11年２月 平成26年３月 平成27年12月 平成28年３月	アーサーアンダーセン　アンド　カンパニー(現アクセンチュア㈱)　入社 同社　アンダーセンコンサルティング部門に配属 KPMGコンサルティング㈱(現有限責任 あずさ監査法人)　入社 アバナード㈱　入社 (同) キャリアトレーナーわくわくオフィス設立 代表(現任) 当社　監査役(現任)	(注)４	―
監査役	―	品川　広志	昭和51年 12月７日生	平成14年10月 平成14年10月 平成20年９月 平成21年９月 平成22年10月 平成24年１月 平成25年３月 平成26年12月 平成27年６月 平成28年３月 平成29年７月	弁護士登録 濱田松本法律事務所 Alston & Bird法律事務所　研修 モルガン・スタンレー証券㈱(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)投資銀行本部　出向 森・濱田松本法律事務所 錦華通り法律事務所(現任) 星野リゾート・リート投資法人　監督役員(現任) ㈱レッド・プラネット・ジャパン監査役 当社　監査役(現任) ㈱再生医療推進機構(現㈱セルテクノロジー)　監査役(現任) ㈱インフキュリオン・グループ　監査役(現任)	(注)４	15,000
監査役	―	本行　隆之	昭和51年 11月７日生	平成11年４月 平成17年12月 平成23年11月 平成24年４月 平成25年１月 平成26年７月 平成26年11月 平成28年３月 平成28年６月 平成28年６月 平成28年12月 平成29年６月 平成29年７月	センチュリー監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 ㈱KPMG FAS　入社 ㈱龍土町コンサルティング　代表パートナー ㈱Stand by C Advisory　取締役 のぞみ監査法人　代表社員(現任) Hamee㈱　監査役(現任) ㈱Stand by C　取締役 大江戸温泉リート投資法人　監督役員(現任) ㈱ライトアップ　監査役(現任) ㈱NHKビジネスクリエイト　監査役(現任) 当社　監査役(現任) ㈱NHKアート　監査役(現任) ㈱インフキュリオン・グループ　監査役(現任)	(注)４	―
計							750,000

(注) １．取締役中田康雄及び三木浩は、社外取締役であります。
２．監査役武藤一郎、品川広志及び本行隆之は、社外監査役であります。
３．平成29年９月14日開催の臨時株主総会の時から、平成29年９月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
４．平成29年９月14日開催の臨時株主総会の時から、平成32年９月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが、長期的な企業価値を向上につながり、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

① 企業統治の体制の概要

イ 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

ロ 本提出日における当社の機関及び内部統制の関係は次のとおりであります。

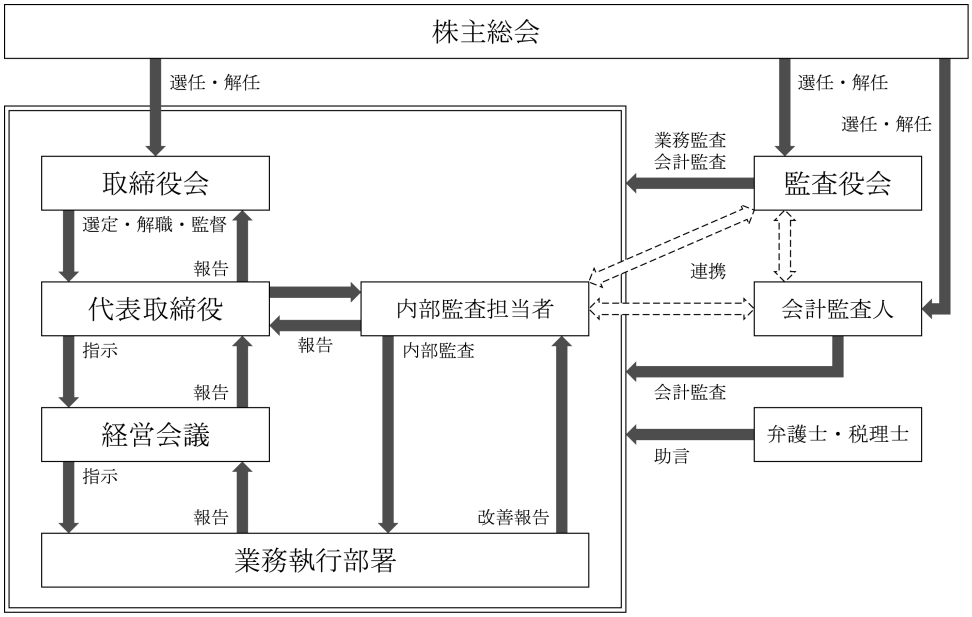

ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役６名(うち社外取締役２名)で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月１回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。職務権限規程において決裁権限を明確化し、重要な意思決定については取締役会において決定しております。なお取締役会の議案については、事前に全取締役及び監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。社外取締役は他業界からも招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、平成27年９月期は８回、平成28年９月期は15回開催しており、社外取締役の出席率は平成27年９月期100%、平成28年９月期92.6%で、随時貴重な質問・意見等の発言をしております。

b　監査役及び監査役会

当社はガバナンス強化の観点より、単独で権限行使ができる独任制であり、かつ常勤監査役の設置義務があることから、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、３名全員が社外監査役であります。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

常勤監査役は、監査役監査基準・計画に基づき、取締役会のほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、重要会議の出席、取締役の法令・規定等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

監査役のうち２名は、弁護士と公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。

c　経営会議

経営会議は、部長以上の職位の者で構成され、原則として週１回以上開催しております。取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

d　内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成28年９月16日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

ⅰ　当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

(ⅰ)当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

(ⅱ)当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

(ⅲ)当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。

(ⅳ)当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(ⅴ)当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

ⅱ　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(ⅰ)当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

(ⅱ)当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

ⅲ　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ⅰ)当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。

(ⅱ)当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

(ⅲ)当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

ⅳ　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。

（ⅱ）当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

（ⅲ）当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週１回以上開催する。

ⅴ　当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。

（ⅱ）当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。

（ⅲ）当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。

（ⅳ）当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

（ⅴ）当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

ⅵ　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

（ⅰ）監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

（ⅱ）監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

（ⅲ）監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

ⅶ　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（ⅰ）当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。

（ⅱ）当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

ⅷ　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。

（ⅱ）当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。

（ⅲ）当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

（ⅳ）当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

ⅸ　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

ｘ　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

（ⅰ）当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。

（ⅱ）反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

ニ　内部監査、監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者により、年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から指名し、相互に牽制する体制としております。会社の財産および業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう、内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要ある場合は是正指示を出しております。なお、内部監査担当者は３名であります。

監査役監査につきましては、原則、監査役３名全員が全ての取締役会に出席すると同時に、常勤監査役１名が社長、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。また、内部監査担当者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に報告し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の報告等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

ホ　会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員鈴木一宏、松尾信吉であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士６名、その他４名であります。

なお、継続監査年数については、全員７年以内であるため、記載を省略しております。

ヘ　社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役２名、社外監査役３名を選任しております。

社外取締役は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とされる助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月１回開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役中田康雄は、企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献すると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、カルビー株式会社の元CEO及び元CIOであります。同社と当社の間に取引関係はありません。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外取締役三木浩は、国内大手システム開発会社及び外資系大手コンサルティング企業での業務、国内外ベンチャー企業への投資業務等、豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見に基づいた経営の監督とチェック機能を担っております。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役３名は、それぞれ豊富な経営管理の経験と知識、弁護士または会計士としての豊富な実務経験と専門的知識を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために選任しております。

社外監査役武藤一郎は、外資系コンサルティング企業及び国内監査法人での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役品川広志は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。同氏は、星野リゾート・リート投資法人の監督役員であります。同社と当社の間に取引関係はありません。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役本行隆之は、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び上場企業他数社における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。同氏はHamee株式会社の監査役であり、大江戸温泉リート投資法人の監督役員であります。同社と当社の間に取引関係はありません。なお、同氏と当社の間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

当社には、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

② リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施しております。代表取締役社長をリスク管理最高責任者、各部門長をリスク管理責任者とし、各部門リーダーをリスク管理担当者とした体制を敷いております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、役員及び従業員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図るため「コンプライアンス規定」を定めております。コンプライアンス担当責任者は、代表取締役社長が兼ねるものとし、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、経営会議にて対応・協議することとしております。経営会議は、コンプライアンスに係る取組みの推進、コンプライアンスに関する研修等の実施、管理部と連携して従業者がコンプライアンスを遵守しているかの調査の実施、問題がある場合における改善の指示、コンプライアンス違反が発生した場合における事実関係の調査、コンプライアンス違反の事実が認められた場合における被害を最小限にとどめるための速やかなる対応及び再発防止策の構築、といった役割を担っています。

更に、管理部長又は各監査役を通報窓口とする内部通報規程を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受ける体制を構築しております。さらに、役員及び従業員は、コンプライアンス違反行為を当会社に通報した者に対し、通報したことを理由として、報復行為を行なってはならないものとし、通報者が通報したことを理由として通報者の職場環境が悪化することが無いよう適切な処置をとるものとしております。

③　役員の報酬等

イ　提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

最近事業年度における役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	25,500	25,500	－	―	―	2
監査役（社外監査役を除く。）	―	―	―	―	―	―
社外役員	5,850	5,850	―	―	―	4

ロ　提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ハ　使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ　役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬総額の範囲内において決定しております。

④　株式の保有状況

イ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

ハ　保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑤　取締役の定数

当社の取締役の定数は８名以内とする旨定款に定めております。

⑥　取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。

⑦　株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧　社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,500	300	6,000	―

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容といたしましては、株式公開を前提とした予備調査及び財務調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえで、監査報酬を決定しております。

第５ 【経理の状況】

1　財務諸表および四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2　監査証明について

(1) 当社は、金融 商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度(平成26年10月１日から平成27年９月30日まで)及び当事業年度(平成27年10月１日から平成28年９月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３四半期会計期間(平成29年４月１日から平成29年６月30日まで)及び第３四半期累計期間(平成28年10月１日から平成29年６月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3　連結財務諸表および四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4　財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

1　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	276,457	306,985
売掛金	152,800	194,057
前払費用	7,483	8,129
繰延税金資産	1,646	2,964
その他	650	1,384
流動資産合計	439,038	513,520
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	640	640
工具、器具及び備品	1,716	1,716
減価償却累計額	△872	△1,313
有形固定資産合計	1,483	1,042
無形固定資産		
商標権	393	353
ソフトウエア	885	1,087
無形固定資産合計	1,278	1,440
投資その他の資産		
出資金	50	50
長期前払費用	5,359	7,360
繰延税金資産	398	634
敷金	7,803	7,074
投資その他の資産合計	13,611	15,120
固定資産合計	16,373	17,603
資産合計	455,412	531,124

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年９月30日）	当事業年度 （平成28年９月30日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	227,915	253,689
1年内返済予定の長期借入金	60,176	47,016
未払金	17,432	24,965
未払費用	2,032	3,191
預り金	5,594	6,691
未払法人税等	2,299	15,572
未払消費税等	8,641	12,154
賞与引当金	3,360	2,869
流動負債合計	327,453	366,151
固定負債		
長期借入金	62,080	55,024
固定負債合計	62,080	55,024
負債合計	389,533	421,175
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	45,878	89,949
利益剰余金合計	45,878	89,949
株主資本合計	65,878	109,949
純資産合計	65,878	109,949
負債純資産合計	455,412	531,124

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成29年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	311,089
売掛金	240,630
前払費用	5,474
繰延税金資産	4,067
その他	113
流動資産合計	561,375
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	640
工具、器具及び備品	1,716
減価償却累計額	△1,537
有形固定資産合計	818
無形固定資産	
商標権	323
ソフトウエア	1,231
無形固定資産合計	1,554
投資その他の資産	
出資金	50
長期前払費用	7,649
繰延税金資産	799
敷金	6,685
投資その他の資産合計	15,183
固定資産合計	17,557
資産合計	578,932

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成29年６月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	322,778
未払金	26,066
未払費用	4,925
預り金	10,492
未払法人税等	23,150
未払消費税等	16,049
賞与引当金	5,265
流動負債合計	408,727
負債合計	408,727
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	150,205
株主資本合計	170,205
純資産合計	170,205
負債純資産合計	578,932

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
売上高	1,543,219	1,705,057
売上原価	1,267,148	1,380,424
売上総利益	276,070	324,633
販売費及び一般管理費	※　279,816	※　261,826
営業利益又は営業損失（△）	△3,745	62,807
営業外収益		
受取利息	28	23
受取配当金	2	1
その他	1,246	274
営業外収益合計	1,276	299
営業外費用		
支払利息	997	1,227
支払保証料	233	165
営業外費用合計	1,230	1,392
経常利益又は経常損失（△）	△3,700	61,713
特別利益		
事業譲渡益	28,212	—
特別利益合計	28,212	—
特別損失		
保険譲渡損	11,644	—
特別損失合計	11,644	—
税引前当期純利益	12,867	61,713
法人税、住民税及び事業税	7,246	19,196
法人税等調整額	△2,200	△1,553
法人税等合計	5,045	17,642
当期純利益	7,821	44,070

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）	
区分	注記番号	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		12,032	0.95	47,174	3.42
Ⅱ　経費	※	1,255,116	99.05	1,333,250	96.58
合計		1,267,148	100.0	1,380,424	100.0

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）		当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）	
※　経費に含まれる主な費用（千円）	業務委託費	1,252,946	業務委託費	1,316,962

【四半期損益計算書】

【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
売上高	1,632,169
売上原価	1,315,883
売上総利益	316,285
販売費及び一般管理費	224,872
営業利益	91,412
営業外収益	
受取利息	1
受取配当金	1
その他	861
営業外収益合計	863
営業外費用	
支払利息	367
支払保証料	172
営業外費用合計	540
経常利益	91,735
税引前四半期純利益	91,735
法人税、住民税及び事業税	32,746
法人税等調整額	△1,267
法人税等合計	31,478
四半期純利益	60,256

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	38,057	38,057	58,057	58,057
当期変動額					
当期純利益	—	7,821	7,821	7,821	7,821
当期変動額合計	—	7,821	7,821	7,821	7,821
当期末残高	20,000	45,878	45,878	65,878	65,878

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	45,878	45,878	65,878	65,878
当期変動額					
当期純利益	—	44,070	44,070	44,070	44,070
当期変動額合計	—	44,070	44,070	44,070	44,070
当期末残高	20,000	89,949	89,949	109,949	109,949

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,867	61,713
減価償却費	511	728
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,942	△490
受取利息及び受取配当金	△30	△24
支払利息	997	1,227
支払保証料	233	165
事業譲渡損益（△は益）	△28,212	—
売上債権の増減額（△は増加）	5,042	△41,257
仕入債務の増減額（△は減少）	5,692	25,773
その他	10,617	10,641
小計	9,661	58,477
利息及び配当金の受取額	30	24
利息の支払額	△1,124	△1,445
法人税等の支払額	△14,858	△5,923
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,291	51,132
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△918	—
無形固定資産の取得による支出	△1,300	△450
敷金の取得による支出	△4,451	△369
敷金の回収による収入	227	430
定期預金の預入による支出	△1,000	—
定期預金の払戻による収入	2,400	—
事業譲渡による収入	28,212	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,169	△389
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,000	—
短期借入金の返済による支出	△5,000	—
長期借入れによる収入	100,000	60,000
長期借入金の返済による支出	△50,181	△80,216
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,818	△20,216
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	66,696	30,527
現金及び現金同等物の期首残高	209,761	276,457
現金及び現金同等物の期末残高	※　276,457	※　306,985

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　18年

工具、器具及び備品　５年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 長期前払償却

定額法を採用しております。

２　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

３　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

１　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　18年

工具、器具及び備品　５年

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年６月17日)を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

(3) 長期前払償却

定額法を採用しております。

２　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

３　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
給料手当	63,379千円	87,304千円
役員報酬	52,966 〃	31,350 〃
広告宣伝費	35,024 〃	29,999 〃
業務委託費	34,276 〃	17,142 〃
地代家賃	15,726 〃	16,151 〃
法定福利費	13,504 〃	15,011 〃
賞与引当金繰入額	3,360 〃	2,869 〃
減価償却費	511 〃	728 〃
おおよその割合		
販売費	30.3 %	21.8 %
一般管理費	69.7 〃	78.2 〃

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株） （注）１	100	100	―	200
Ａ種類株式 （注）２	100	―	100	―
合計	200	100	100	200

（注）１．発行済株式の普通株式数の増加100株は、平成27年６月24日付で普通株式１株につき１株の割合で行った株式交換によるものであります。

２．発行済株式のＡ種類株式数の減少100株は、自己株式消却によるものであります。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストックオプションとしての新株予約権（注）	普通株式	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―

（注）　第１回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)　(注)１，２	200	19,800	―	20,000

(注)　１．当社は、平成28年３月18日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っております。
　　２．普通株式の発行済株式総数の増加19,800株は株式分割によるものであります。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストックオプションとしての新株予約権(注)１	普通株式	―	―	―	―	―
第２回ストックオプションとしての新株予約権(注)２	普通株式	―	―	―	―	―
第３回ストックオプションとしての新株予約権(注)３	普通株式	―	―	―	―	―
合計		―	―	―	―	―

(注)　１．第１回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
　　２．第２回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
　　３．第３回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日)	当事業年度 (自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日)
現金及び預金	276,457千円	306,985千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―千円	―千円
現金及び現金同等物	276,457千円	306,985千円

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど３ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に営業取引の運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年度であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	276,457	276,457	—
(2) 売掛金	152,800	152,800	—
資産計	429,257	429,257	—
(1) 買掛金	227,915	227,915	—
(2) 未払金	17,432	17,432	—
(3) 未払法人税等	2,299	2,299	—
(4) 長期借入金(※１)	122,256	122,256	—
負債計	369,902	369,902	—

(※１)　長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	276,354	—	—	—
売掛金	152,800	—	—	—
合計	429,154	—	—	—

(注) ３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	60,176	26,976	18,176	10,176	6,752	—
合計	60,176	26,976	18,176	10,176	6,752	—

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど３ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に営業取引の運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で４年度であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	306,985	306,985	—
(2) 売掛金	194,057	194,057	—
資産計	501,043	501,043	—
(1) 買掛金	253,689	253,689	—
(2) 未払金	24,965	24,965	—
(3) 未払法人税等	15,572	15,572	—
(4) 長期借入金(※１)	102,040	102,040	—
負債計	396,266	396,266	—

(※１)　長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金は変動金利による借入であり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) ２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	306,985	—	—	—
売掛金	194,057	—	—	—
合計	501,043	—	—	—

(注) ３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	47,016	38,096	10,176	6,752	—	—
合計	47,016	38,096	10,176	6,752	—	—

（有価証券関係）

前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成28年３月18日に１株を100株、平成29年11月２日に１株を50株とする株式分割を行っております。以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　150,000
付与日	平成27年６月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成29年６月25日～平成37年６月24日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日
権利確定前(株)	
前事業年度末	―
付与	150,000
失効	―
権利確定	―
未確定残	150,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	―
権利確定	―
権利行使	―
失効	―
未行使残	―

② 単価情報

	第１回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日
権利行使価格(円)	900
行使時平均株価(円)	―
付与日における公正な評価単価(円)	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　　―千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ―千円

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成28年３月18日に１株を100株、平成29年11月２日に１株を50株とする株式分割を行っております。以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役２
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　150,000
付与日	平成27年６月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成29年６月25日～平成37年６月24日

	第２回新株予約権
決議年月日	平成28年３月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　32,050
付与日	平成28年４月１日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年４月１日～平成37年３月31日

	第３回新株予約権
決議年月日	平成28年９月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役３ 当社監査役１ 当社従業員７
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　16,550
付与日	平成28年９月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年９月30日から平成37年９月29日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日	平成28年３月31日	平成28年９月30日
権利確定前(株)			
前事業年度末	150,000	―	―
付与	―	32,050	16,550
失効	―	4,050	―
権利確定	―	―	―
未確定残	150,000	28,000	16,550
権利確定後(株)			
前事業年度末	―	―	―
権利確定	―	―	―
権利行使	―	―	―
失効	―	―	―
未行使残	―	―	―

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日	平成28年３月31日	平成28年９月30日
権利行使価格(円)	900	900	900
行使時平均株価(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価(円)	―	―	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　―千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 ―千円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成27年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,188千円
資産除去債務	398 〃
未払事業税	190 〃
その他	267 〃
繰延税金資産合計	2,045千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.11%
雇用促進税制による税額控除	△10.03%
住民税均等割	1.40%
軽減税率適用による影響	△10.24%
税率の変更による影響	0.72%
短期前払費用の調整額	20.80%
その他	△0.54%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.21%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年10月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従前の37.11%から平成27年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.36%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成28年９月30日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,014千円
資産除去債務	634 〃
未払事業税	1,682 〃
その他	266 〃
繰延税金資産合計	3,599千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.36%
雇用促進税制による税額控除	△5.36%
住民税均等割	0.29%
軽減税率適用による影響	△1.73%
税率の変更による影響	0.09%
その他	△0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.59%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年10月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.36%から平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.59%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社ビーグッド・テクノロジー（現株式会社スタイルズ）

(2) 分離した事業の内容

エンジニア向けサービス

(3) 事業分離を行った理由

当社における経営資源を、強みの発揮できるプロフェッショナル人材向けサービス事業に集中し、企業経営の一層の強化と効率化を図るため。

(4) 事業分離日

平成27年９月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

２．実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

28,212千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

(3) 会計処理

「事業分離に関する会計基準（企業会計基準第７号　平成20年12月26日公表分）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日公表分）に基づき、受取対価が現金等の財産のみである場合の会計処理を行っております。

３．分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

４．当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高　　213,185千円

売上総利益　27,834千円

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクセンチュア株式会社	250,558	プロフェッショナル人材向けサービス事業
株式会社リクルートホールディングス	169,493	プロフェッショナル人材向けサービス事業

当事業年度（自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日）

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクセンチュア株式会社	396,561	プロフェッショナル人材向けサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)
該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日)

１　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岡本祥治	―	―	当社代表取締役	被所有直接69.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 ※1	122,256	―	―
						債務被保証	当社不動産賃貸に対する債務被保証 ※2	14,040	―	―
	佐藤卓也	―	―	当社取締役	被所有直接15.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 ※1	33,200	―	―

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

※１．銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

※２．不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自　平成27年10月１日　至　平成28年９月30日)

１　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	岡本祥治	―	―	当社 代表取締役	被所有 直接69.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 ※１	102,040	―	―
						債務被保証	当社不動産賃貸に対する債務被保証 ※２	14,040	―	―

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※１．銀行借入に対する債務被保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

※２．不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

２　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり純資産額	65.88円	109.95円
１株当たり当期純利益金額	7.82円	44.07円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、平成28年３月18日を効力日として、普通株式１株につき100株の割合、平成29年11月２日を効力日として、普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	当事業年度 （自　平成27年10月１日 至　平成28年９月30日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	7,821	44,070
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	7,821	44,070
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類(新株予約権の数150,000個) これらの詳細は、「第４提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権３種類(新株予約権の数194,550個) これらの詳細は、「第４提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成27年９月30日)	当事業年度 (平成28年９月30日)
純資産の部の合計額(千円)	65,878	109,949
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―	―
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	65,878	109,949
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,000,000

【注記事項】

（会計方針の変更等）

該当事項はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日）を第１四半期会計期間から適用しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
減価償却費	468千円

（株主資本等関係）

当第３四半期累計期間（自　平成28年10月１日　至　平成29年６月30日）

１　配当金支払額

該当事項はありません。

２　基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第３四半期累計期間 （自　平成28年10月１日 至　平成29年６月30日）
１株当たり四半期純利益金額	60円26銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	60,256
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る四半期純利益(千円)	60,256
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	―

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株あたり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式の分割）

当社は、平成29年10月16日開催の取締役会決議において、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を実施しました。

(1) 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、１株につき50株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 平成29年11月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき50株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

ア　株式分割前の発行済株式総数　20,000株

イ　今回の分割により増加する株式数　980,000株

ウ　株式分割後の発行済株式総数　1,000,000株

エ　株式分割後の発行可能株式総数　4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年11月２日を効力発生日としております。

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 【附属明細表】（平成28年９月30日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物附属設備	640	—	—	640	171	58	468
工具、器具及び備品	1,716	—	—	1,716	1,142	382	573
有形固定資産計	2,356	—	—	2,356	1,313	441	1,042
無形固定資産							
商標権	400	—	—	400	46	40	353
ソフトウエア	900	450	—	1,350	262	247	1,087
無形固定資産計	1,300	450	—	1,750	309	287	1,440
長期前払費用	6,663	3,154	165	9,653	2,293	988	7,360

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定の長期借入金	60,176	47,016	0.9	—
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）	62,080	55,024	0.9	平成29年10月１日～平成32年５月31日
合計	122,256	102,040	—	—

（注）１．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	38,096	10,176	6,752	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	3,360	2,869	3,360	—	2,869

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年９月30日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	0
預金	
普通預金	306,985
合計	306,985

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アクセンチュア㈱	37,522
㈱ドクターシーラボ	13,933
ウェッジ・コンサルティング㈱	12,962
㈱リクルートホールディングス	10,432
AIGジャパン・ホールディングス㈱	8,727
その他	110,478
合計	194,057

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)}\times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
152,800	1,841,462	1,800,205	194,057	90.2	34.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③　買掛金

相手先	金額(千円)
㈱ビジョン・コンサルティング	8,783
㈱NKGラボラトリー	6,727
㈱レッドクリフ	6,685
㈱KANATA	6,380
㈱タイズ	6,264
その他	218,847
合計	253,689

④　１年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
三井住友銀行	16,800
みずほ銀行	30,216
合計	47,016

⑤　長期借入金

相手先	金額(千円)
三井住友銀行	8,000
みずほ銀行	47,024
合計	55,024

(3)　【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成29年11月14日開催の取締役会において承認された第６期事業年度(平成28年10月１日から平成29年９月30日まで)の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】

イ　【貸借対照表】

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	398,251
売掛金	249,644
前払費用	7,982
繰延税金資産	7,587
その他	176
流動資産合計	663,642
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	640
工具、器具及び備品	1,716
減価償却累計額	△1,611
有形固定資産合計	744
無形固定資産	
商標権	313
ソフトウエア	1,145
無形固定資産合計	1,459
投資その他の資産	
出資金	50
長期前払費用	9,833
繰延税金資産	857
敷金	6,518
投資その他の資産合計	17,258
固定資産合計	19,461
資産合計	683,104

（単位：千円）

	当事業年度 （平成29年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	360,480
未払金	36,773
未払費用	8,482
預り金	12,005
未払法人税等	39,912
未払消費税等	19,930
賞与引当金	9,729
流動負債合計	487,314
負債合計	487,314
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	175,790
利益剰余金合計	175,790
株主資本合計	195,790
純資産合計	195,790
負債純資産合計	683,104

ロ　【損益計算書】

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
売上高	2,273,750
売上原価	1,831,629
売上総利益	442,120
販売費及び一般管理費	※ 317,198
営業利益	124,922
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	1
その他	861
営業外収益合計	864
営業外費用	
支払利息	367
支払保証料	172
営業外費用合計	540
経常利益	125,245
特別利益	
保険譲渡益	5,258
特別利益合計	5,258
税引前当期純利益	130,504
法人税、住民税及び事業税	49,509
法人税等調整額	△4,845
法人税等合計	44,663
当期純利益	85,840

ハ　【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	89,949	89,949	109,949	109,949
当期変動額					
当期純利益	―	85,840	85,840	85,840	85,840
当期変動額合計	―	85,840	85,840	85,840	85,840
当期末残高	20,000	175,790	175,790	195,790	195,790

ニ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	130,504
減価償却費	638
賞与引当金の増減額（△は減少）	6,860
受取利息及び受取配当金	△3
支払利息	367
支払保証料	172
売上債権の増減額（△は増加）	△55,586
仕入債務の増減額（△は減少）	106,791
その他	29,329
小計	219,074
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△132
法人税等の支払額	△25,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,775
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△358
敷金の取得による支出	△660
敷金の回収による収入	549
投資活動によるキャッシュ・フロー	△469
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	250,000
短期借入金の返済による支出	△250,000
長期借入金の返済による支出	△102,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	△102,040
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	91,266
現金及び現金同等物の期首残高	306,985
現金及び現金同等物の期末残高	※ 398,251

【注記事項】

（重要な会計方針）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　18年

工具、器具及び備品　５年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 長期前払償却

定額法を採用しております。

２　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

３　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

４　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表関係）

※　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成28年９月30日）	当事業年度 （平成29年９月30日）
当座貸越極度額の総額	―千円	150,000千円
借入実行残高	―千円	―千円
差引額	―千円	150,000千円

（損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
給料手当	106,814千円
役員報酬	36,750 〃
広告宣伝費	22,062 〃
業務委託費	25,854 〃
地代家賃	16,121 〃
法定福利費	23,496 〃
賞与引当金繰入額	9,729 〃
減価償却費	638 〃
おおよその割合	
販売費	17.1 %
一般管理費	82.9 〃

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	20,000	—	—	20,000

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３　新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第１回ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	—	—	—	—	—
第２回ストックオプションとしての新株予約権（注）１	普通株式	—	—	—	—	—
第３回ストックオプションとしての新株予約権（注）２	普通株式	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

（注）１．第２回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
２．第３回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４　配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
現金及び預金	398,251千円
預入期間が３か月を超える定期預金	―千円
現金及び現金同等物	398,251千円

（金融商品関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど２ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	398,251	398,251	―
(2) 売掛金	249,644	249,644	―
資産計	647,895	647,895	―
(1) 買掛金	360,480	360,480	―
(2) 未払金	36,773	36,773	―
(3) 未払法人税等	39,912	39,912	―
負債計	437,165	437,165	

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	398,186	―	―	―
売掛金	249,644	―	―	―
合計	647,830	―	―	―

(有価証券関係)

当事業年度(自　平成28年10月1日　至　平成29年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当事業年度(自　平成28年10月1日　至　平成29年9月30日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当事業年度（自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は０円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成28年３月18日に１株を100株とする株式分割、また平成29年11月２日に１株を50株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　150,000
付与日	平成27年６月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成29年６月25日～平成37年６月24日

	第２回新株予約権
決議年月日	平成28年３月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員15
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　32,050
付与日	平成28年４月１日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年４月１日～平成37年３月31日

	第３回新株予約権
決議年月日	平成28年９月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役３ 当社監査役１ 当社従業員７
株式の種類及び付与数(株)	普通株式　16,550
付与日	平成28年９月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年９月30日から平成37年９月29日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日	平成28年３月31日	平成28年９月30日
権利確定前(株)			
前事業年度末	150,000	28,000	16,550
付与	—	—	—
失効	—	5,300	500
権利確定	150,000	—	—
未確定残	—	22,700	16,050
権利確定後(株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	150,000	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	150,000	—	—

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
決議年月日	平成27年６月24日	平成28年３月31日	平成28年９月30日
権利行使価格(円)	900	900	900
行使時平均株価(円)	―	―	―
付与日における公正な評価単価(円)	―	―	―

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)に基づく単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

当事業年度(平成29年９月30日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,386千円
資産除去債務	857 〃
未払事業税	3,506 〃
その他	693 〃
繰延税金資産合計	8,444千円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

１　製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクセンチュア株式会社	336,995	プロフェッショナル人材向けサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自　平成28年10月１日　至　平成29年９月30日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
１株当たり純資産額	195.79円
１株当たり当期純利益金額	85.84円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

項目	当事業年度 （自　平成28年10月１日 至　平成29年９月30日）
１株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	85,840
普通株主に帰属しない金額(千円)	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	85,840
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権３種類(新株予約権の数188,750個) これらの詳細は、「第４提出会社の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
２．当社は、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株あたり純利益金額を算定しております。

４．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (平成29年９月30日)
純資産の部の合計額(千円)	195,790
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	―
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	195,790
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000

（重要な後発事象）

（株式分割）

当社は、平成29年10月16日開催の取締役会決議において、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を実施しました。

(1)　株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、１株につき50株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

(2) 株式分割の概要

①　平成29年11月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき50株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加する株式数

ア	株式分割前の発行済株式総数	20,000株
イ	今回の分割により増加する株式数	980,000株
ウ	株式分割後の発行済株式総数	1,000,000株
エ	株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年11月２日を効力発生日としております。

(4) １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	毎年９月30日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)１	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	―
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	―
買取手数料	無料(注)２
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由にが生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://mirai-works.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１　当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となる事から、該当事項はなくなる予定です。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３　当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)(注)５	移動理由
平成27年６月24日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の代表取締役)	岡本祥治	神奈川県川崎市麻生区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の代表取締役)	8	36,000,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月25日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	稲津暢	東京都大田区	―	3	13,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月25日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	㈱インフキュリオン・グループ 代表取締役 丸山弘毅	東京都千代田区九段北１－12－11	―	2	9,000,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	西村裕二	東京都渋谷区	―	2	9,000,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	品川広志	東京都港区	特別利害関係者等(当社の監査役)	3	13,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	㈱インスパイア アンリミテッド 代表取締役 貞国展広	東京都港区白金台２－６－10	―	1	4,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	三木浩	東京都世田谷区	―	1	4,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	武永修一	東京都港区	―	1	4,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	IGNiTE PARTNERS㈱ 代表取締役 西澤龍	東京都中央区勝どき６－３－２	―	1	4,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月29日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	倉森和幸	東京都中野区	―	1	4,500,000(4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月30日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	㈱中田康雄事務所 代表取締役 中田康雄	東京都港区元赤坂１－２－17	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	8	36,000,000(4,500,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)(注)５	移動理由
平成27年９月30日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	㈱MAM 代表取締役 木原康博	東京都港区六本木６－２－31	―	6	27,000,000 (4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月30日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	丸山和美	東京都港区	―	1	4,500,000 (4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月30日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	古沢宏延	東京都中央区	―	1	4,500,000 (4,500,000)	所有者の事情による
平成27年９月30日	佐藤卓也	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10位)(当社の取締役)	㈱MIDベンチャーキャピタル 代表取締役 村井孝行	東京都千代田区有楽町１－９－１	―	1	4,500,000 (4,500,000)	所有者の事情による

(注) １．当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下１において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日(平成26年10月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ｉの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．平成28年２月19日の取締役会決議により、平成28年３月18日付で１株を100株に株式分割を、平成29年10月16日開催の取締役会決議により、平成29年11月２日付で普通株式１株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価額(単価)」を記載しております。

５．移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年 ６月25日	平成28年 ４月１日	平成28年 ９月30日
種類	第１回新株予約権 （ストックオプション）	第２回新株予約権 （ストックオプション）	第３回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	30株	641株	331株
発行価格	4,500,000円 （注）３	45,000円 （注）３	45,000円 （注）３
資本組入額	2,250,000円	22,500円	22,500円
発行価額の総額	135,000,000円	28,845,000円	14,895,000円
資本組入額の総額	67,500,000円	14,422,500円	7,447,500円
発行方法	平成27年６月24日開催の臨時株主総会において、会社法の236条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年３月31日開催の臨時株主総会において、会社法の236条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成28年３月31日開催の臨時株主総会において、会社法の236条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	―	（注）２	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年９月30日であります。

２．同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権②
行使時の払込金額	１株につき4,500,000円	１株につき45,000円	１株につき45,000円
行使期間	平成29年６月25日から 平成37年６月24日まで	平成30年４月１日から 平成37年３月31日まで	平成30年９月30日から 平成37年９月29日まで
行使の条件	① 株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ③ 新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ④ 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤ 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 新株予約権者は、保有する本新株予約権の１個の一部を行使することはできない。 ⑤ 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（注） 退職等により従業員６名197株分の権利が喪失しております。

5．平成28年２月19日の取締役会決議により、平成28年３月18日付で１株を100株に、平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株50株に株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

２　【取得者の概況】

新株予約権①　平成27年６月24日開催の臨時株主総会決議に基づくストック・オプションの発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岡本　祥治	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	15	67,500,000 (4,500,000)	特別利害関係者 (当社の代表取締役)
佐藤　卓也	東京都目黒区	会社役員	15	67,500,000 (4,500,000)	特別利害関係者 (当社の代表取締役)

(注) １．平成28年２月19日の取締役会決議により、平成28年３月18日付で１株を100株、平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株を50株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「発行数」、「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権②　平成28年３月31日開催の臨時株主総会決議に基づくストック・オプションの発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古川　良太	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	81	3,645,000 (45,000)	当社従業員
平林　昌平	東京都文京区	会社員	80	3,600,000 (45,000)	当社従業員
松永　祐　(注)２	東京都目黒区	会社員	59	2,655,000 (45,000)	当社従業員
宮﨑　真樹子	神奈川県横浜市中区	会社員	57	2,565,000 (45,000)	当社従業員
神野　泰孝	東京都北区	会社員	48	2,160,000 (45,000)	当社従業員
真下　怜士	東京都目黒区	会社員	44	1,980,000 (45,000)	当社従業員
貞方　厚志	東京都渋谷区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
大竹　のり子	神奈川県茅ケ崎市	会社員	25	1,125,000 (45,000)	当社従業員
長谷川　絵美	東京都荒川区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員
松澤　康二	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	15	675,000 (45,000)	当社従業員

(注) １．権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
２．松永祐は、本提出日現在、当社の取締役であります。
３．平成29年10月16日開催の取締役会決議により、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。

新株予約権③　平成28年３月31日開催の臨時株主総会決議に基づくストック・オプションの発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邉　良司	東京都渋谷区	会社役員	100	4,500,000 (45,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
芦田　克宣	東京都江戸川区	会社役員	70	3,150,000 (45,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
松永　祐	東京都目黒区	会社役員	41	1,845,000 (45,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
武藤　一郎	埼玉県さいたま市大宮区	会社役員	30	1,350,000 (45,000)	特別利害関係者 (当社の監査役)
工藤　星子	東京都練馬区	会社員	30	1,350,000 (45,000)	当社従業員
伊谷　英樹	東京都板橋区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
金澤　達也	神奈川県横浜市都筑区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
仲澤　正典	埼玉県和光市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
齋藤　雄太	東京都世田谷区	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員
石河　貴尉	埼玉県越谷市	会社員	10	450,000 (45,000)	当社従業員

（注）１．権利を喪失したものにつきましては記載しておりません。
２．平成29年10月16日開催の取締役会決議により、平成29年11月２日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。

３　【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岡本　祥治　(注)１、２	神奈川県川崎市麻生区	740,000 (50,000)	63.86 (4.31)
佐藤　卓也　(注)２、３	東京都目黒区	220,000 (70,000)	18.99 (6.04)
株式会社中田康雄事務所　(注)２、４	東京都港区元赤坂１－２-17	40,000	3.45
株式会社MAM　(注)２	東京都港区六本木６－２-31	30,000	2.59
稲津　暢　(注)２	東京都大田区	15,000	1.29
品川　広志　(注)２、５	東京都港区	15,000	1.29
株式会社インフキュリオン・グループ　(注)２	東京都千代田区九段北１－12－11	10,000	0.86
西村　裕二　(注)２	東京都渋谷区	10,000	0.86
丸山　和美　(注)２	東京都港区	5,000	0.43
古沢　宏延　(注)２	東京都中央区	5,000	0.43
株式会社インスパイア アンリミテッド　(注)２	東京都港区白金台２－６-10	5,000	0.43
三木　浩　(注)２、６	東京都世田谷区	5,000	0.43
武永　修一　(注)２	東京都港区	5,000	0.43
IGNiTE PARTNERS株式会社　(注)２	東京都中央区勝どき６－３－２	5,000	0.43
倉森　和幸　(注)２	東京都中野区	5,000	0.43
株式会社MIDベンチャーキャピタル　(注)２	東京都千代田区有楽町１－９－１	5,000	0.43
松永　祐　(注)６	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
渡邉　良司　(注)６	東京都渋谷区	5,000 (5,000)	0.43 (0.43)
古川　良太　(注)７	神奈川県横浜市鶴見区	4,050 (4,050)	0.35 (0.35)
平林　昌平　(注)７	東京都文京区	4,000 (4,000)	0.35 (0.35)
芦田　克宣　(注)６	東京都江戸川区	3,500 (3,500)	0.30 (0.30)
宮﨑　真樹子　(注)７	神奈川県横浜市中区	2,850 (2,850)	0.25 (0.25)
神野　泰孝　(注)７	東京都北区	2,400 (2,400)	0.21 (0.21)
真下　怜士　(注)７	東京都目黒区	2,200 (2,200)	0.19 (0.19)
武藤　一郎　(注)５	埼玉県さいたま市大宮区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
貞方　厚志　(注)７	東京都渋谷区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
工藤　星子　(注)７	東京都練馬区	1,500 (1,500)	0.13 (0.13)
大竹　のり子　(注)７	神奈川県茅ケ崎市	1,250 (1,250)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
長谷川　絵美　(注) 7	東京都荒川区	750 (750)	0.06 (0.06)
松澤　康二　(注) 7	神奈川県横浜市鶴見区	750 (750)	0.06 (0.06)
伊谷　英樹　(注) 7	東京都板橋区	500 (500)	0.04 (0.04)
金澤　達也　(注) 7	神奈川県横浜市都筑区	500 (500)	0.04 (0.04)
仲澤　正典　(注) 7	埼玉県和光市	500 (500)	0.04 (0.04)
齋藤　雄太　(注) 7	東京都八王子市	500 (500)	0.04 (0.04)
石河　貴尉　(注) 7	埼玉県越谷市	500 (500)	0.04 (0.04)
計	―	1,158,750 (158,750)	100.00 (13.70)

(注) 1．特別利害関係者(当社の代表取締役)
2．特別利害関係者(大株主上位10位)
3．当社の元代表取締役
4．特別利害関係者(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
5．特別利害関係者(当社の監査役)
6．特別利害関係者(当社の取締役)
7．当社の従業員
8．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
9．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
10．平成28年２月19日の取締役会決議により、平成28年３月18日付で１株を100株に、平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月２日付で１株50株に株式分割を行っており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月８日

株式会社みらいワークス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	一	宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	信	吉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みらいワークスの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みらいワークスの平成27年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
　　２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月８日

株式会社みらいワークス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	一	宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	信	吉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みらいワークスの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みらいワークスの平成28年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月８日

株式会社みらいワークス
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	一	宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	尾	信	吉	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社みらいワークスの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第６期事業年度の第３四半期会計期間(平成29年４月１日から平成29年６月30日まで)及び第３四半期累計期間(平成28年10月１日から平成29年６月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みらいワークスの平成29年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
　　２．四半期財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれておりません。

mirai works

日本のみらいのために
挑戦する人を増やす

宝印刷株式会社印刷